

第1日目（12月2日）

○議 長（小澤 実君） おはようございます。ただいまから令和元年12月南魚沼市議会定例会を開会いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は22名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から公務のため早退の届けが出ておりますので報告いたします。

また、新潟日报社、毎日新聞社、雪国新聞より写真撮影の願いが出ていますので、これを許可します。

〔午前9時30分〕

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議席番号8番・永井拓三君及び議席番号9番・桑原圭美君の両名を指名いたします。

〔「了承」と叫ぶ者あり〕

○議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。本定例会の会期については、去る11月22日の議会運営委員会において協議していただいた結果、お手元に配付した会期日程表のとおり決定していただきました。つきましては、本定例会の会期は、本日12月2日から12月13日までの12日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日12月2日から12月13日までの12日間と決定いたしました。

○議 長 日程第3、諸般の報告及び監査結果報告を行います。報告はお手元に配付のとおりといたします。

○議 長 日程第4、市長所信表明及び行政報告を行います。

市長。

○市 長 皆様、おはようございます。それでは、令和元年12月議会定例会の開会に当たりまして、まずは議員各位のご健勝をお喜び申し上げます。また、日ごろ市政にご尽力いただいていることに対しまして、深甚なる敬意をあらわすとともに感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

ここで、9月議会定例会以降の経過等につきまして、ご報告申し上げたいと思います。

第1に、保健・医療・福祉についてであります。保健関係につきましては、今年度から実施方式を変更しました高齢者のインフルエンザ予防接種事業につきましては、医療機関の協力によりまして順調に進捗しております。11月上旬から県内のインフルエンザの定点当たりの報告数が流行期に入った数値を示しております。南魚沼保健所管内では、それをさらに上回る数値となっております。引き続き情報収集に努め、市民への情報提供を的確に行いながら予防接種事業を進めてまいります。

福祉関係につきましては、10月29日、30日に南魚沼市民会館において第69回になる新潟

県民福祉大会が開催されました。県内各地から民生委員・児童委員や福祉関係者など約 900 人が参加をされまして、貢献のあった方への表彰とともに、社会福祉のさらなる充実を目指して研究集会が行われたところでございます。また、12 月 1 日付で民生委員・児童委員の一斉改選が行われ、69 人の再任委員の方々、73 人の新任委員の皆さん、合計 142 人が厚生労働大臣から新たに委嘱を受け、新体制でスタートいたしました。

子育て支援関係につきましては、大崎保育園の駐車場工事が舗装を残して、ほぼ完了しました。送迎時の安全確保に向けた環境が整いましたので、ご報告します。「第 2 期南魚沼市子ども・子育て支援事業計画」では、11 月 12 日の子ども・子育て会議において最終案が決定し、12 月 6 日から 1 か月間、パブリックコメントを実施する予定でございます。

プレミアム付商品券事業については、11 月 20 日現在で対象者約 1 万 700 人のうち 50%に当たる 5,363 人に引換券を交付し、全体では 28%が商品券を引きかえております。

介護保険関係については、11 月 9 日に南魚沼市社会福祉協議会主催によります、住民の互助による移動・外出支援勉強会がふれ愛支援センターで開催されました。市内でも、移動や外出に支援が必要な高齢者が増加していることから、今後目指す市民主体の支援サービスのあり方について、講師を招いて勉強会を行ったところであります。

11 月 30 日には、南魚沼市地域包括ケア連絡協議会主催による市民フォーラムが開催されました。「家族に介護が必要になったら…住みたいところで自分らしく生きる、自分らしく逝く」をテーマとして、入院から在宅療養への移行、住み慣れた家での介護、そして看取りまでを通して、医師、看護師などかかわった方から支援内容をお話しいただき、参加者との意見交換が行われました。

病院事業については、9 月 26 日に厚生労働省が公表した「地域医療構想区域における役割を見直すなどの具体的対応方針の再検証を要請する急性期の公立・公的医療機関」の中に、ゆきぐに大和病院が含まれておりました。しかしながら、魚沼圏域では医療再編が行われ、各医療機関はそれぞれ機能を分担しながら、よりよい地域医療の実現に向けて取り組んでいる段階であります。今後、南魚沼地域振興局が事務局となっております魚沼地域医療構想調整会議において議論をしつつ、これからの医療体制について検討を進めてまいりたいと考えております。

市民病院では、市内の子供たちが将来、医療職となってこの地域に住み、働きたいという希望が持てるように、中学生・高校生の職場見学や体験を積極的に今、受け入れております。また、看護の質の向上を目的とした、魚沼圏域の 5 つの病院——これは南魚沼市民、小出、魚沼基幹、十日町、津南のそれぞれの病院であります——の看護師人事交流では、2 人の派遣と 7 人の受け入れを行いまして、実践能力の強化やキャリア開発を行っております。

なお、開院時から人工透析センターで勤務をしていただいている 7 人の新潟県派遣の看護師につきましては、今年度末で派遣が終了となるために、来年度当初の看護師配置を見据えまして、人事異動により段階的に調整を行っているところでございます。

なお、皆さんにお配りしたところには、ぎりぎりまで書き込むことができませんでしたが、

保健・医療・福祉につきましては今ほど申し上げたとおりですが、病院事業に関する重要な事項につきまして、口頭でございますが、追加して申し上げたいと思います。

市民病院の現状についてであります。内科の柱として活躍をされておりました大西副院長がご都合によりまして今年度末で退職をされるということになりました。非常勤として週2回、新年度から来ていただけるということになっておりますが、市民への医療サービス提供の面でも、病院事業全体においても、大変な痛手であるということは言うまでもございません。

また、5年にわたり院長として病院を支えてこられました田部井先生が、今年度末をもって任期を終えることとなります。引き続き内科医師として勤務をいただけるということですが、後任の病院長につきましては、まだお名前はお伝えできないものの内諾を得ている方がおりますので、今後発表させていただきたいと思います。さらに、皮膚科においては、群馬大学から常勤医を派遣いただいておりますが、大学医局のご都合によりまして、令和2年度から常勤医派遣の中止の連絡がありました。現在、非常勤医師を増やすことで対応できないかどうか、大学側と協議をしているところでございます。

このような状況から、一部診療制限に至るということも考えられなくもございませんが、多方面への協力要請によりまして、医療サービスを保たなくてはならないと考えております。この地域における医師不足は、当市だけではなく魚沼地域全体、新潟県域全体の大きな課題であります。現在の研修医制度、新専門医制度などにより、大都市への医師偏在が大きく影響しているものと考えています。医師の確保につきましては、前例にとられることなく、さまざまなネットワーク、人脈を頼りに引き続き努力を続けてまいりたいと覚悟でございます。この点につきましては、以上、取り急ぎ、現在の状況について報告をさせていただきたいと思っております。

次に、教育・文化についてであります。第一上田小学校及び第二上田小学校の各開校記念式典につきましては、11月16日及び9日にそれぞれ開催いたしました。両校が永きにわたって地域の教育に果たしてきた役割を振り返り、その功績を記憶にとどめる大変すばらしい記念事業となりました。

新たに開校します上田小学校につきましては、改修工事が年内にはほとんど完了する予定となっております。統合協議会において校歌や校章、校旗などを決定いただきましたので、来春の開校に向けまして、校歌の練習や移転の準備などを、鋭意、進めてまいりたいと考えております。

石打地区の学区再編検討会につきましては、これまでに3回開催されました。小学校や保育園の保護者アンケートをもとにし、意見交換が進められ、年度内には一定の結論が出される予定となっております。

天皇皇后両陛下をお招きして開催されました「第34回国民文化祭・にいがた2019、第19回全国障害者芸術・文化祭にいがた大会」につきましては、77日間の会期を終え、去る11月30日に閉会となりました。市内では、越後上布や北越雪譜、また鈴木牧之についての特別展

示や体験事業、坂戸城跡石垣復元整備完成を記念した特別展示や講演会、現地説明会なども実施されました。また、支援学校のMSGフェスタでは、障がいのある人もない人もともに楽しみ、感動を分かち合うことができました。

市指定有形文化財であります「毘沙門堂楼門」の天井画・壁画につきましては、公益財団法人「朝日新聞文化財団」の文化財保護活動助成に採択をされまして、来年度から4年間をかけて修復事業を実施することとなりました。

生涯スポーツの推進につきましてです。10月11日に「RIDE ON南魚沼プロジェクト実行委員会」設立総会が開催されました。今後、「自転車を活用したまちづくり」として、自転車による市民の健康増進、観光振興、交通問題の緩和及び環境への負荷の低減などにより公共の利益を増進し、地域の活性化につなげる取り組みを実施してまいりたいと考えております。

なお、加えて、先ほどと同様で申しわけございませんが、1点ご報告申し上げます。10月2日から7日の間、私をはじめ市でアメリカを訪問させていただきまして、正味現地時間4日間ぐらいという大変、ハードなスケジュールでありましたが、視察を行ってまいりました。目的は皆様にご説明したとおり、ことしで終わるオレゴン州ユージンとの中学生交流の終了から、新しい派遣先を選定申し上げたいということで、その目的で行ってまいりました。

結論から申し上げます、大変すばらしい場所であると考えております。中学生の将来の可能性、これらを開花させることができる、すばらしい機会を、子供たちに与えることができるのではないかと確信を持ったところであります。現地の関係先、そして現地法人の組織等もありまして、さまざまなところに訪問させていただきましたが、おおむね皆さんから大変歓迎いただき、来年以降の協力とご理解を承ったところでございます。これにつきまして、鋭意、これから準備を始めてまいりたいと考えておりますので、どうかよろしく申し上げます。戻ります。

次に、環境共生についてであります。有害鳥獣対策につきましては、この秋は熊の出没が非常に多く、9月と10月の出没件数は合計で144件にも上りました。昨年の同期間を比べますと3件、一昨年は20件でありましたから、まさに異常事態でありました。残念ながら9月25日には、市内で重傷者が発生する人身被害が起きております。山の実が凶作であるということから、事前調査によりましてこれを把握していたところでございますが、これほどの出没は想定することはできませんでした。現在の降雪までの間は緊迫した状況が継続するとの判断から、11月1日付で——これまでにはこういう名称はなかったわけではありますが、「クマ出没特別警戒警報」を発令することになりました。

緊急対策として、冬期限定の学校のスクールバスを前倒して11月7日から順次運行したほか、第一に子供を守る取り組みを実行しようということでありました。また、早朝や夕方市内パトロールや広報車による注意喚起に全庁を挙げて取り組み、市のウェブサイトや、FMゆきぐになども活用して情報発信に努めたところであります。

また、このような状況を鑑みて、私より県知事に対しまして、緊急事態に対応する体制の

拡充について、11月6日付で要望させていただいたところでございます。出件件数の減少がここにきてようやく始まっておりますが、なお、特別警戒警報を継続中であり、引き続き、関係機関と連携をとりながら被害防止対策に努めてまいりたいと考えております。

地盤沈下対策事業につきましてはでございます。今定例会に「南魚沼市地下水の採取に関する条例」の一部改正を提案いたしました。条例改正から2か年が経過し、申請者にとって、よりわかりやすい表現に変更するものであります。降雪検知器への補助を始めて3年目となりますが、今年度は10月末時点で155件の申請があり、これまでの累計で561件に上っております。引き続き普及に努め、節水意識の醸成に努めてまいりたいと考えてございます。

指定ゴミ袋につきましては、従来のポリエチレン製から非食用米を配合しましたバイオマスプラスチック製に変更いたします。対象は、エコプラント魚沼に処理依頼している大和地域の皆さんを除く、塩沢地域、六日町地域、当然湯沢町もでございますが、この範囲となります。実際の販売時期は、在庫の関係から、最も一般的な45リットル家庭系の可燃3号袋というのがありますが、これが切りかわってくるのが年明けの1月ごろになるというふうに見込んでおります。

新ごみ処理施設整備につきましては、建設予定地における実現可能性等について内部検討を続けておまして、これはいまだ結論に至っておりません。

次に、都市基盤についてであります。道路関係の社会資本整備総合交付金事業については、16億8,643万円——このうち国費は9億8,442万円、この配分がありまして、10月末現在、除雪費を除いた発注率は91.2%となっております。なお、平成30年度繰越予算を加えた発注率で申し上げますと、92.9%となっております。年度内に工事を完了できるよう努めてまいります。

国土交通省の直轄国道事業では、国道17号の六日町バイパス事業・浦佐バイパス事業を初めとして、国道253号の八箇峠道路事業などが現在、進められています。今後も早期の全線開通に向けて努力を続けてまいります。

除雪事業につきましては、10月28日に国の国道、新潟県の県道、NEXCO東日本の高速道路、南魚沼市の市道、湯沢町の町道、これら全てが一堂に会して「南魚沼地域合同除雪出動式」を、地域の保育園児や小学生、観光関係者からもご臨席を賜り、開催したところでございます。恐らくは日本初と言われているそうでありますが、地域道路の安全・安心の確保に向け、除雪体制のアピールと雪国の魅力も含め、発信することができたと考えております。これからのクリスマスシーズンに子供たちがつくってくれたクリスマスリースが、先ほど申し上げた5つのそれぞれ管理する部分での約500台の全車両につけられて、この冬を過ごされるということで、安全な除雪を本当に心から望んでいるところでございます。

水道事業につきましては、発注した工事は順調に進捗しておまして、年度内に完了する見込みです。また、非常用水源の開発は、天野沢地点での水源確保の見通しを確認することができました。上田地区での削井工事、また、石打地区での調査検討を進めながら、引き続き地盤沈下への影響調査もあわせて行ってまいりたいと思っております。

下水道事業につきましては、新潟県との広域化事業である農業集落排水の流域下水道への接続工事として、中之島地区では、魚野川を渡る水管橋の工事及びポンプ場の機械設備、電気設備工事を今、実施しています。五十沢及び城内地区では、汚水管の埋設工事及び橋梁添架工事を実施しています。また、浸水対策事業である寺裏幹線排水路改修工事及び老朽化対策と不明水対策を兼ねたマンホール蓋交換工事についても順調に進捗しています。なお、ストックマネジメント計画に基づく管路施設の老朽化対策として、事業開始当初に埋設されたコンクリート管のカメラ調査を実施しておりまして、漏水などが確認された場合には管路の更生を行っているところでございます。

次に、産業振興についてです。先に発表された令和元年産水稻の作柄概況——これは10月15日現在によりますと、全国の10アール当たり予想収量は529キログラムと前年並みで、作況指数は99となる見込みです。県内での10アール当たりの予想収量は、前年比30キログラム増の530キログラムで作況指数は100となり、2年連続の「やや不良」から「平年並み」となる見込みであります。魚沼は前年比19キログラム増の10アール当たり512キログラム、作況指数101と見込まれています。

しかしながら、品質面では、市内JAの集計によるコシヒカリの1等米比率が、カントリー集荷分を除き約25%であり、なお、格落ち原因が白未熟粒であるということから、台風10号のフェーン現象や記録的な猛暑など、特に水稻の登熟期間の高温が影響したものと考えられています。引き続き「需要に応じた米生産」を継続するとともに、最高級ブランド米の産地として、消費者から求められる高品質・良食味な米づくりの推進と販売促進に関係機関と連携しながら取り組んでまいります。

観光振興につきましては、9月22日に魚沼市と共同でJR浦佐駅に観光案内所を開設しました。開設後1か月間で4,453人の来場があり、このうち窓口案内は1日当たり14人となっており、多くの方からご利用いただいています。また、開設日に合わせて、新潟日報社主催による「米と酒 魚沼の陣」が開催されました。魚沼エリアの魅力的な食文化が紹介され、約8,000人が来場し大盛況となったところでございます。

雇用促進につきましては、10月5日に「就職ガイダンス」をハローワーク、魚沼市、湯沢町と共催で開催しました。また、10月17日には「第2回採用戦略会議」を開催し、IT企業の人材確保への取り組み発表や、現役大学生を交えたワークショップを実施しました。今後もハローワークなどの関係機関と連携しながら、企業と求職者のマッチングや採用活動につながるよう取り組みを進めてまいります。

地域資源のブランド力強化への取り組みとして、農業、製造業、飲食業などを対象に、7月から商品開発・販路開拓セミナーを開催し、11月に「フードメッセにいがた」に出展をいたしました。今後、来年3月に東京で開催される内覧会に向けた出展支援を進めてまいろうと考えております。

次に、行財政改革・市民参画についてです。「第2次南魚沼市総合計画」の中間見直しに向けて、計画に掲げている施策の評価、また市政の情報発信のあり方などについて調査をする

ために、市民アンケートを実施いたしました。いただいた回答を集計した結果、人口減少問題に対する関心が最も高いことがわかり、このアンケート結果からも一層の人口減少対策の推進を求めていることが明らかになりました。今後、アンケートの集計結果を速やかに公表するとともに、庁内に横断的な部会を設置しまして、アンケート結果の分析、また施策の自己評価も行いながら総合計画の見直し作業を進めてまいろうと考えております。また、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の第2期計画の策定においても、今回のアンケート結果を活用させていただき、総合計画との整合を図りながら進めることといたします。

魚沼地域定住自立圏については、連携事業の進捗状況、または見直しに伴う共生ビジョンの変更を協議し、今後の連携事業の進め方について、ご意見をいただくため、圏域内の住民の皆さんで構成する「魚沼地域定住自立圏共生ビジョン懇談会」を開催いたしました。今後の連携事業の一層の推進に向け、共生ビジョン懇談会と情報を共有しながら、医療、教育、産業振興、市民生活など、幅広い分野で連携事業を、2市1町で協力して進めてまいります。

人権尊重のまちづくりを進めるため、平成26年に策定した「南魚沼市人権教育・啓発推進計画」の中間見直しに取り組んでいます。関係機関などで構成する計画策定委員会を設置し、人権問題に関する市民アンケートを実施しました。今後、アンケートの集計結果を分析するとともに、計画の取り組み状況、また課題を整理させていただき、令和2年度を目途に計画の見直しを進めてまいります。

男女共同参画については、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けたセミナーを開催するなど実践的な取り組みを行っています。今後も各種委員会や審議会への女性の登用拡大に努めるとともに、関係機関と連携しながら、それぞれの分野における男女共同参画社会の実現に向けて取り組みを進めてまいります。

災害相互応援協定、また、友好都市提携協定を締結しています埼玉県坂戸市が、先般の台風19号により床上浸水、また家屋損壊など甚大な被害を受けたということから、ふるさと納税の制度を活用させていただいて、坂戸市への寄附金受付業務を代行しています。坂戸市が災害対応に専念できる体制を確保できるように、被災地へのふるさと納税による寄附金を迅速にお届けする業務を支援してまいりたいと考えております。

令和元年度の人事院勧告に伴う給与改正につきましては、人事院は8月7日、国家公務員の給与に関して、月例給については平均0.09%引き上げ、期末勤勉手当については年間で0.05月分引き上げる旨の勧告を行いました。その後、新潟県人事委員会も10月10日に勧告を行ったところであります。当市は、これまで国準拠の方針で給与改正を行っておりまして、今年度も国に準拠する内容で、今定例会に条例改正案を提出させていただきました。よろしく申し上げます。

次に、一般会計補正予算（第5号）についてです。主な内容としては、歳出では、多くのご寄附をいただいている、ふるさと納税について、今後の見込みにより、ふるさと納税返礼品等業務委託料を追加計上しました。生活保護扶助費では、主に医療扶助を中心に不足が見込まれるということから、4,800万円を追加しました。機械除雪費では、春除雪での執行分を補

填させていただき、本格的なシーズンに備えるために、1億500万円を追加いたしました。街路新設改良事業費では、樋渡東西線改良事業に伴うJR委託が終盤となりまして、工事費に残額が生じる見込みとなったということから、事業費を減額するとともに、他の路線の進捗に合わせて物件補償費等を増額いたしました。消防庁舎整備費では、老朽化により不具合の発生しておりました大和分署の空調設備を改修することとし、必要な経費を計上しております。

歳入につきましては、普通交付税の交付額の確定によりまして、5億1,696万円を追加し、臨時財政対策債を8,580万円減額いたしました。ふるさと納税寄附金は、歳出の追加に合わせて2億2,745万円を計上しております。

収支差額については、当初予算で財源調整として計上させていただいた財政調整基金繰入金を全額解消させていただき、合併振興基金繰入金も皆減といたしました。また、先の台風19号被害への対応などに使用させていただいた予備費の一部を補填し調製させていただきましたので、よろしく申し上げます。

以上により、歳入歳出総額に3億4,671万円を追加し、総額で311億1,906万4,000円としたいものでございます。

平成28年11月28日に市長に就任をさせていただいてから3年が経過いたしました。南魚沼市を、若者が帰ってこられる、住み続けられるふるさとにしたい、そういう思いから、さまざまな機会を捉えて南魚沼市を発信してまいりました。

これまで、ふるさと納税における返礼品の取り組み、子育ての駅「ほのぼの」の整備、六日町市街地における地下水規制の緩和、雪利活用の取り組みなど施策を進めてまいりました。しかし、現在、新ごみ処理施設の建設、医師確保の大変な課題など、まだまだ大きなものが山積をしております。

私の任期も残り1年を切りました。これからの課題に真摯に向き合いながら、みずから先頭に立って次代へ向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。市民の皆様からご理解をいただき、議員各位からも格段のご支援をいただきますよう、お願い申し上げます。12月定例会の所信表明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議 長 以上で、市長所信表明及び行政報告を終わります。

○議 長 日程第5、報告第11号 所掌事務に関する調査の報告について(継続調査)を行います。議会運営委員長・清塚武敏君の報告を求めます。

○清塚議会運営委員長 おはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。調査事項につきましては、1、令和元年12月南魚沼市議会定例会の運営について、2、閉会中の議会運営委員会の開催について、3、その他であります。

調査状況の期日は、令和元年11月22日。委員の出席状況は、7名全員出席でありました。正副議長からも出席いただきました。

調査の内容につきましては、執行部より総務部長、総務課長の出席を求め、12月定例会の

付議事件の概略、会期及び議事の日程、一般質問の取り扱い等の議会運営に関する調査を行いました。

協議事項、その他①では、賀詞決議について、12月10日の議会運営委員会ですでにどうするか決定をしたい。②委員外議員、副議長については、今までも副議長が出席していたが、副議長が議会運営委員会に出席する場合については、あくまでも委員外議員でないと出席できない。議決をとっていたか、今までは定かではなかった。今までの経緯は不明だが、副議長は議長のかわりにいつでも議長席に座る可能性があるもので、議会運営委員会の流れを知っておいたほうがよいという意味合いで、副議長にも出席いただいていたのだと思われる。その辺を踏まえて毎回、副議長を委員外議員として招集するか議決をとった結果、異議なしと認め、よって、副議長が委員外議員として毎回出席することに決定いたしました。

その他では、事務局より、12月定例会最終日の12月13日に、今回は議会が主催となり議会・執行部合同懇親会の計画について説明がありました。ほかには、11月6日の臨時会で議長選挙の進め方について委員の2名から意見がありました。これについては、今後、会派の意見等を集約して議会運営委員会でも2年ほどをめぐりに調整をしていきたい。

以上であります。

○議 長 議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 以上で、所掌事務に関する調査の報告について（継続調査）を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本会期中の付議事件は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略し、また、議案等に対する市長の提案理由説明は、予算及び人事案件に限って行い、その他の案件については市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本会期中の付議事件は、委員会付託を省略し、議案等に対する市長の提案理由説明は、予算及び人事案件に限って行い、その他の案件については市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明といたします。

○議 長 日程第6、請願第3号 免税軽油制度の継続を求める請願書を議題といたします。請願第3号を産業建設委員会に付託しますので、審査をお願いいたします。

○議 長 日程第7、第90号議案 令和元年度南魚沼市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第90号議案 令和元年度南魚沼市一般会計補正予算（第5号）につきまして提案理由を申し上げます。

歳出の主なものとしては、今年度も多くの寄附をいただいております、ふるさと納税について、今年度の寄附総額をおおむね 10 億円と想定し、年末に向け、返礼品等業務委託料に不足が見込まれる、ふるさと納税推進事業費に対して 2 億 2,745 万円を追加するとともに、歳入に同額の計上をしたものであります。

生活保護扶助費については、高額な医療扶助や薬剤の給付が増加しているという傾向から、合わせまして 4,800 万円を計上しました。また、機械除雪費については、春先除雪に要した経費分を補填させていただき、今後の冬のシーズンに備えるために、機械除雪費に 1 億 500 万円を追加いたしました。

街路新設改良事業費については、平成 27 年度から継続費で行っておりました樋渡東西線道路改良事業に伴う J R 委託について、工事費の精算見込みとなりまして、事業費に残額が生じる見込みとなったことから、継続費の変更とともに事業費を減額し、あわせて今年度分の社会資本整備総合交付金を有効に活用するため、新沖上線などほかの路線の進捗状況により、物件補償費を増額させていただき、事業の推進を図りたいとしたものでございます。

歳入の主なものとしたしましては、普通交付税の交付額の確定によって、5 億 1,696 万円を追加、臨時財政対策債を確定に合わせ 8,580 万円を減額しました。

これらの収支差額について、当初予算で計上していた財政調整基金繰入金の財源調整分を全額減額し、合併振興基金繰入金も皆減としました。先の台風 19 号への対応などに要しました予備費の一部を補填させていただき調製したものでございます。

以上により、歳入歳出予算に 3 億 4,671 万 8,000 円を追加し、総額を 311 億 1,906 万 4,000 円としたいものでございます。

詳細につきましては、総務部長から説明をさせますので、よろしくご審議いただきまして、決定いただきますようお願い申し上げます。以上です。

○議 長 総務部長。

○総務部長 第 90 号議案について、ご説明申し上げます。最初に、歳入歳出予算の補正内容につきまして、事項別明細書で説明いたしますので、12、13 ページをお願いいたします。

2 の歳入からご説明申し上げます。最初の表、9 款 1 項 1 目地方交付税では、交付額確定により予算現額との差額として、普通交付税 5 億 1,696 万円の追加計上でございます。

3 番目の表、11 款分担金及び負担金、2 項 1 目民生費負担金、説明欄の 1 段目、老人保護措置費負担金は、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、魚沼荘などの入所見込みにより 161 万円の増。2 段目、放課後児童健全育成事業負担金は、学童保育の実績、見込みなどにより 185 万円の増。

4 番目の表、13 款国庫支出金、1 項 1 目民生費国庫負担金、説明欄 1 行目、生活保護費負担金は、生活保護扶助費の増加に伴う 3,600 万円の増。

最後の表、2 項国庫補助金は、説明欄記載の 5 つの事業等に対するもので、計 270 万円の増。

めくっていただきまして 14、15 ページをお願いいたします。最初の表から 4 つ目の表まで

は、それぞれ説明欄記載の事業等に対する国県支出金でございます。

一番下の表、16 款寄附金、1 項 1 目一般寄附金では、4 件、61 万円を記載の皆様からいただいております。2 段目、2 節ふるさと納税寄附金は、総額を 10 億円と見込み、返礼品等に必要となる経費分の既決予算額との差額 2 億 2,745 万円を計上いたしました。

めくっていただきまして 16、17 ページ。最初の表、2 目指定寄附金 164 万円は、環境貢献に対する事業のために、株式会社プリンスホテル様から、「南魚沼の美味しい湧き水」の売り上げ 1 本につき 1 円を、令和元年度上半期分としてご寄附いただいたものでございます。なお、株式会社プリンスホテル様からは平成 24 年度より寄附をいただいております、今回で累計額が 1,000 万円を超えました。このため 10 月 25 日に感謝状を贈呈してございます。

2 番目の表、17 款繰入金、2 項 1 目財政調整基金繰入金は、4,000 万円の減。2 目合併振興基金繰入金は、2 億円の減。いずれも全額繰り戻しといたしました。

最後の表、20 款市債につきましても、普通交付税の交付額決定に伴い、臨時財政対策債の起債可能額が決定したため、8,580 万円の減額のほか、事業費等の見込みを精査し、合計で 2 億 490 万円の減となっております。以上が歳入の補正内容でございます。

めくっていただきまして、18、19 ページをお願いいたします。歳出について、ご説明申し上げます。2 款総務費、1 項 1 目一般管理費、説明欄丸、行政共通事務費は、1 行目、行政不服審査会の 2 回目の開催が必要となったため報酬を増。2 行目、顧問弁護士報償は、訴訟案件が結審見込みのため顧問弁護士報償 33 万円の増。3 行目、郵送料は、料金改定とアンケート調査等の増加により 200 万円の増。

2 段目、3 目電算対策事業費、説明欄最初の丸、電算情報管理一般経費は、光回線速度を本庁舎は 100 メガから 1 ギガへ、15 の拠点は 10 メガから 100 メガへ増速するためと、災害対策本部設置時の迅速な情報収集のため、新たなネットワークを構築したため、ネットワーク変更業務委託料 167 万円の皆増、光ケーブル使用料を 21 万円の増。2 番目の丸、内部情報システム事業費は、会計年度任用職員制度導入に伴うシステム改修のため 55 万円の皆増。

3 段目、4 目車両集中管理費、説明欄丸、車両管理一般経費は、公用車修繕料の不足が予想されるため 500 万円の増。次の丸、公用車更新整備事業費は、老朽化等している軽公用車 2 台の購入で 217 万円の増。

4 段目、6 目財産管理費、最初の丸、庁舎管理費は、本庁舎市民ホール照明 LED 化改修のため 89 万円の増。次の丸、庁舎整備事業費は、本庁舎 302 会議室の中央部に可動間仕切りを設置し、2 部屋あるいは 1 部屋として使用できるよう、機能向上を図るために施設改修工事費 450 万円と、テーブル・椅子等の購入で一般備品購入費 150 万円の増。なお、この会議室は大人数の議会委員会も開催できる想定もしてございます。

5 段目、7 目企画費の説明欄、最初の丸、総合計画事業費は、来年度の総合計画中間見直し及び総合計画と整合を図った、まち・ひと・しごと創生総合戦略第 2 期計画策定のため、今年度より作業を進めるための総合計画策定業務委託料 103 万円の計上。次の丸、ふるさと納税推進事業費は、年間寄附額を 10 億円と見込み、ふるさと納税返礼品等業務委託料とクレ

ジットカード決済手数料の不足見込み額を補正するもので、計2億2,745万円の増。

最後の段、8目地域開発センター及び公会堂費、説明欄丸、公会堂費は、まほろば駐車場の消雪パイプ修繕のため43万円の増。

次の20、21ページをお願いいたします。最初の表、2項1目賦課徴収費、説明欄の丸、賦課徴収管理費は、法人市民税で高額還付金が発生したこと、今後の還付見込み等を勘案すると不足が想定されるため、市税還付金及び還付加算金650万円の増。

2番目の表、3項1目戸籍住民基本台帳費、説明欄丸、戸籍住民基本台帳費は、塩沢市民センターの自動契印機が経年劣化のため故障し、早急な対応が必要なため、事務用備品購入費16万円の増。2つ目の丸、戸籍住基システム管理費は、戸籍システム機器更新によるサーバ機器等のリース料で99万円の増。3つ目の丸、マイナンバーカード交付事業費は、マイナンバーカード交付円滑化計画の策定、マイナンバーカード普及促進のための事務量増大に対応するため計88万円の増。

22、23ページをお願いいたします。3款民生費、1項2目心身障がい福祉費、説明欄最初の丸、障がい者自立支援事業費は、実績により不足が見込まれる、育成医療給付費49万円の増。

2段目、3目老人福祉費、最初の丸、老人保護措置事業費は、今後の見込みにより老人施設入所措置委託料42万円の増。次の丸、介護保険対策費（特別会計繰出金）は、介護給付費、地域支援事業費の実績及び見込みによる市負担分の増減、人事異動による人件費の増などにより合計で220万円の増。次の丸、介護基盤整備等事業費、介護基盤整備事業費補助金（開設準備経費分）は、既にあるグループホームが定員を1名増することに対して交付される補助金で、歳入と同額の82万円の計上。

次の段、5目国民年金事務費は、年金生活者支援給付金に対応するシステム改修のため22万円の皆増。

2番目の表、2項1目子育て支援費、説明欄の丸、学童保育対策事業費は、国の基準額の改定により、学童保育事業委託料を計314万円の増。

2段目、3目児童福祉施設費、説明欄丸、常設保育園管理運営費、修繕費は、暖房器具、融雪施設等のため191万円の増。過年度国県補助金等返還金は、7つの事業について、平成30年度実績での補助額確定による返還金で、2,844万円の皆増。国の通知が遅く、12月での補正となりました。

めくっていただき24、25ページをお願いいたします。最初の表1段目、3項1目生活保護総務費、説明欄丸、生活保護一般経費は、制度改正等に伴う生活保護システムの改修で、委託料123万円の皆増。

2段目、2目生活保護扶助費、説明欄丸、生活保護扶助費は、記載の2つの生活保護費において、昨年度実績と今年度前半の執行状況から不足見込み額を計上し、合計で4,800万円の増。

3番目の表、6款農林水産業費、1項3目畜産業費、説明欄丸、畜産振興費、車両修繕料

は、有機センターのホイールローダーのタイヤが劣化・摩耗しており、交換するための経費102万円。次の施設整備等補助金45万円は、豚コレラ対策のためのイノシシ用防護柵に対する市の補助で、45万円の皆増となっております。

4番目の表、7款商工費、1項2目観光振興費は、指定寄附による財源更正でございます。

26、27ページをお願いいたします。最初の表、8款土木費、2項3目道路橋りょう除雪事業費、説明欄丸、機械除雪費は、車検整備等に際して比較的高額な修繕が重なったことにより、不足が予想される除雪車修繕料を500万円の増。春先除雪の執行分を考慮、及び今後の降雪に備え不足分を見込み、除雪等業務委託料に1億円を増すものです。

2段目、4目道路橋りょう新設改良費、説明欄最初の丸、道路新設改良事業費は、市道島泉盛寺線、市道旭町上町線の市道改良工事費で1,491万円の増。2番目の丸、街路新設改良事業費（交付金）は、樋渡東西線JR委託料が2億7,610万円の減。新沖上線事業の土地購入費538万円、同じく物件補償費7,238万円の増となっております。

3番目の表、9款消防費、1項1目常備消防費、説明欄丸、消防庁舎整備費は、大和分署のエアコンが25年経過し故障が多く、空調設備改修工事費1,900万円の皆増。

最後の表、10款教育費、2項1目小学校教育運営費、説明欄の丸、小学校管理一般経費は、照明設備、暖房機等の故障などにより今後不足が見込まれる修繕料845万円の増。丸、特別支援教育就学援助事業費は、次の28、29ページの上段にかけてでございますが、当初の見込み以上の申請が見込まれること、国補助上限額の引き上げに対応し、特別支援学級就学扶助費53万円の増。

28、29ページの2番目の表、3項1目中学校教育運営費、説明欄丸、中学校管理一般経費は、今までの執行状況から不足が見込まれる修繕料500万円の増。

3番目の表、6項4目文化行政費、説明欄最初の丸、南魚沼市郷土史編さん事業費は、「大和町の近現代」ページ数の増加のため、印刷製本費105万円、筆耕料82万円の増。次の丸、文化行政補助・負担金事業は、台風19号の影響で中止となった林修氏の講演会を、日程を再調整の上、国民文化祭の延期事業として実施するための経費で、負担金53万円の増。

最後の表、7項2目体育施設費、説明欄最初の丸、体育施設一般管理費は、欠之上クロスカントリーハウスの圧雪車の故障したフィニッシャー修繕のため、修繕料63万円の増。

めくっていただき30、31ページをお願いします。最初の表、11款1項1目農林水産施設災害復旧費、説明欄丸、農林施設災害復旧費（補助）は、7月16日の梅雨前線豪雨により被災した林道湯ノ沢線の災害査定が行われ、補助額が確定したため、増工見込み額を補正するもので、農林災害復旧工事費400万円の増。

2番目の表、14款予備費は、歳入歳出差額の調整、台風19号での対応分などを考慮し、今後の不測の事態に備えるため、3,871万円を増すものでございます。

以上が、歳出の補正内容でございます。なお、11月臨時会報告以降の、予備費充用額につきましては、11月下旬までで2件の、129万円でございます。主な内容は、四十日地内の新幹線揚水施設——いわゆる四十日ポンプ室でございます——このポンプが経年劣化により故

障したためのポンプ交換経費となっております。

戻っていただきまして6ページをお願いいたします。6ページ第2表、継続費補正でございます。8款2項樋渡東西線JR委託事業において、JRと事前に協議済みの設計変更事項を反映させたことによる増減。各種工事が竣工し事業費を精査したところ、保安費等が当初見込み額より大幅に減額となったことから不用額を減額。以上のことなどにより、2億7,610万円を最終年度に減額し、総額を20億2,993万円としたいものでございます。

隣、7ページをお願いいたします。第3表、債務負担行為補正でございます。通学バス運行事業につきましては、年間、経常的に運行する通学バス等の業務委託について、運行開始の1か月前までに、運行計画等を陸運局に届け出をすると、陸運局が定める基準の約3割減で契約ができる制度を円滑に利用できるようにするため、令和2年度の業務を債務負担行為により2月中の入札としたいものでございます。

めくっていただきまして、次の8ページは、第4表、地方債補正でございます。歳入の説明で申し上げましたように、起債の目的の欄で6つの起債について、限度額を合計で2億490万円減額し、合計で21億6,770万円としたいものでございます。

1ページに戻っていただき、以上により、歳入歳出予算の補正額及び総額等につきましては、提案理由の説明のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長 質疑を行います。

1番・大平剛君。

○大平 剛君 では、2点ほど聞かせていただきます。まず21ページ、賦課徴収管理費のところですが、還付金があったということです。これはここが還付金ということですが、1名の方のみでこういうふうな額になったのか、それとも何件かあったのか、まず、その点をお聞かせ願いたいと思います。

それと、25ページ、生活保護扶助費のところですが、医療扶助のほうが大分大きな額になっているのですが、これは前年度と比べると保護人数が増えたということもあるのですが、それにしてもちょっと大きい気がします。これは一体どういった理由でこのくらいの差額が出てしまって補正を必要としたのか。ちょっとその点をお聞かせ願いたいと思います。

○議長 市民生活部長。

○市民生活部長 法人市民税の還付の件でありますけれども、1件でこれだけということはありませんで、50万円以上の還付になった法人、いろいろな部分があって、それと実績を見ますと、ことしはこれだけ還付になりますよ、ということになるわけですが、50万円以上は9件ございました。一番大きいのは500万円を超えておりますけれども、そういった形で全般的に還付になった件数が多かったということが原因でございます。以上です。

○議長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 25ページの生活保護費（医療扶助）の関係でございます。こちらにつきましては、前年度と比べまして人員につきましても増となっておりますが、大きな要因とし

ましては、高額医療の関係で対象となっている方が増えているというところがあります。昨年度との比較の中で16件ほど高額医療の関係の方が増えておりまして、今後の今年度の見込みをもちまして、そういった高額の増となっております。

また、1件当たり非常に1人の方が100万円以上ですとか、そういった形での医療費がかかっている場合がありますので、全体の数というよりも、そういった特定の方が高額の医療になった場合に非常に反映されるという点で見通しがなかなかつきにくいという状況にあります。

以上です。

○議 長 1番・大平剛君。

○大平 剛君 2件目の件に関しましては了承いたしました。

1件目ですが、50万円以上の還付金は何件かあったということですが、これは還付の理由というのは、基本的にはそれぞれの個々の事情で、何か一定の問題があったとかそういうわけではないのでしょうか。その点だけ確認させていただきます。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 法人市民税につきましては、課税誤りとかということではなくて、前年度の実績に基づいて今年度分を予納するわけです。実際にことしの実績はこうでしたと言った場合に、前年度よりも実績が下がっていると還付になってしまう。そういうことですので、全般的に昨年度、平成30年度は50万円以上の還付というのはなかったようなのですが、これだけ出てくるというのは景氣的にちょっと下がってきているのかなという心配もあります。そういった事情でございます。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 11番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 1点質問をさせていただきます。21ページであります。マイナンバーカード交付事業費につきまして、これは普及促進等に予算が充てられていると思いますが、なかなか交付が進んでいないのか、それとも、また増やすために、今回、具体的な目標等を持ってされているのか。その点をちょっと教えてください。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 これは国のほうでかなり馬力をかけてきまして、保険証の機能を持たせるとか、総務省のほうではポイント制度をつけるとか、いろいろな機能性を高めるということで、今、行われていますのが、健康保険の保険者のほうがマイナンバーの取得を促進せよということで、かなり動いております。ここ一、二か月——1か月ぐらいですけれども、やはり申請件数が増えてきました。

我々の方も具体的な目標を立てて、それに対応する形で職員を增強したりですとか、日曜窓口、あるいは延長窓口を設けた中で対応しております。既に日曜窓口、あるいは延長窓口を行っておりますけれども、一般市民の方々も日曜日は30人ぐらい来られております。マイナンバーカードの普及に関しましては、全般的にやはり国のプッシュもあって進んできてい

る、意識が上がってきているというふうに感じております。以上です。

○議 長 11 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 健康保険制度ということに活用できるということでありまして、国も相当の投資をした中でマイナンバーカードを進めてきておりました。私もこの制度ができたときに早々にカードを交付いたしました。最近やっとコンビニ交付で印鑑登録を発行したり、また申告時期は電子申告等にも活用できて、このカードというのは非常に便利だと思っております。最初に私が言ったように、数字というところまではいいのですが、市全体として、おおよそどれぐらい普及されているのか。ちょっとその辺の説明がなかったような気がします。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 済みません、手もとに細かい数字がなくてあれなのですが。今の実績からしますと、13%ぐらいの交付率ですけれども、目標としましては、来年度中で1万5,000人、25%から30%ぐらいまで倍増したいというふうに考えております。以上です。

○議 長 2 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 25 ページの下から2段目の表ですけれども、先ほど施設整備等補助金でイノシシの防護柵ということで説明がございました。今まで豪雪といいますか、雪の関係であまりイノシシも——もちろん生息をしていて捕獲や若干の被害等があったのですが、それほど大きな被害はなかったわけですが、いよいよイノシシの電気柵というようなことになってきたのかどうなのか。状況、被害状況等は今、どういう状況の中で、この設置になったのか。少しお聞かせいただきたいと思っております。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 イノシシの防護とといいますか、これは豚コレラ対策でありまして、イノシシが豚舎——市内に1軒豚舎がありますが、そこにイノシシが侵入して豚コレラの感染を防ぐという形で防護柵を設置するという形であります。以上です。

○議 長 5 番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 1 点は13 ページ、普通交付税5億円のプラスということで確定したという話ですが、当初は多分、相当きちんと見積もって基準財政需要額とかそういうのを出して、実際幾ら入ってくるのかと。自前の財源が幾らあって、不足がどれぐらいあるのかというのを、かなりきちんと計算をして予算を組んでいると思うのです。そこで5億円出た、差額が確定したという、その辺の事情をもうちょっと詳しく教えていただきたい。

それともう一点、15 ページのふるさと納税寄附金ですが、先ほどの総務部長の説明だと、10億円を見込んで、それと事業費でかかる、19 ページでかかる2億2,700万円がここで補正になっていますが、その差額を計上したというふうに、私は今、聞いたのですが、この金額は同じなのですね。補正で上げた金額と、歳入で上げている金額が。ちょっとその辺が理解できないというか、納得できないのですが、その辺の説明をもう一度していただきたいと思っております。

以上です。

○議 長 財政課長。

○財政課長 普通交付税の確定につきましては、それこそ一生懸命、当初予算のときには見積もりをしておるのですけれども、やはり一番大事なところで、例えば償還金に対する交付額とか、そういったものというのは、ほぼはっきりわかる部分があるのですが、どうしても国のほうが各事業、各事務——いわゆる地方公共団体が行う事務に対する単価といいますか、そういうところが後で決まってくる性質があるもので、どう頑張っても確実に見込めないというところがあります。

それと、交付税の制度としましては、税収との差し引きというようなことになりますので、税の見込みがどの程度当たったかといいますか、そういったことも影響してまいりますので、基準財政需要額のほうの見込み、あるいは収入額のほうの見込みも、それぞれ不確定要素を持っている関係で、どうしても毎年差額が出てまいります。

今回、普通交付税の確かに5億1,000万円は大きい精算額となりましたが、反対に、同時に決まります臨時財政対策債のほうでは、大きな減、8,500万円ほどの減額になっております。この辺の調整は、国全体の中での交付税の財源がどれだけあったか、いわゆる国の税収がどれだけあったかということにもまた左右されますので、これも前年の、ある程度情報としては、当初予算編成する中で1月ごろとかに若干示される部分があるのですが、それもやはり決まらないところがあるので、残念ながら、こうした数字ということになっております。なお、なるべく確度の高い見積もりを今後も心がけたいと思いますのでよろしく願いいたします。

2点目のふるさと納税寄附金の経費と歳入の関係でございますが、昨年、一昨年のふるさと納税のあげ方の時点から、このような形をとらせていただいておりますが、年度の途中の時点では、ふるさと納税の歳入側のほう、例えば10億円を今回見込んだという話ですが、その10億円の分を上げることをせずに、経費と同額をひとまず見込ませていただいております。最終的にはその経費も差し引きまして、実質使える分というところの部分、また後半の3月の補正などで計上させていただきますが、制度的には一旦、今回つくらせていただきました基金のほうに上げて、そこから執行させていただくという体制にいたしましたので、こういった形をとらせていただいているということもございます。以上です。

○議 長 5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 最初の交付税の話ですが、5億円というのは非常に多いと。予定した自主財源が入らなかったというのであれば、ここに補正に載ってくるわけですね。入りそうもないと。そうではなくて、そもそもの当初の見積もりが間違っていたということでもよろしいのではないかと思います、その辺の確認ですね。

あと、部長の先ほどの説明は、そういう今の説明からすると、差額ではなくて当初の必要な経費と同じ額を歳入に載せたというふうな捉え方でよろしいのか、もう一回確認します。

○議 長 財政課長。

○財政課長 差額が発生するというのであれば、大小にかかわらず間違っていたかと言われれば、そのように答えるしかないのかもしれませんが。やはりそれぞれが見込み、見積もりでございますので、どうしても——特にこの普通交付税が一番大きい歳入であります。ここで過大に見積もったことによって穴があくと市政全体に影響しますので、やはり若干は安全率というものも見させていただいているのも正直なところです。そういったものも含めまして、なるべく確度の高い見積もりをして、当初予算に反映させられるよう頑張ってみりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 前段につきましては、財政課長の申し上げたとおりでございます。やはり歳入を見積もる際には、どうしても内輪になる部分もございます。それが5億円かという議論も当然あるかと思いますが、そういうことでございます。

後段のふるさと納税のことでございます。私の説明が足りなくて、ちょっとわかりにくい説明で大変申しわけありませんでしたけれども、私「総額を10億円と見込んで、返礼品等に必要となる経費分の既決予算額との差額」というふうな説明をいたしました。確かにちょっと歳入に合わせてというような表現については、これからまた検討させてもらいたと思いますが、わかりにくい説明で申しわけありませんでした。

以上です。

○議 長 16番・中沢一博君。

○中沢一博君 2点お伺いいたします。19ページであります。総合計画事業費、第2期計画に向けての委託料ということでございますけれども、具体的な数字が出ておりますが、これはどこに委託しようとしているのか。そして、きょうの市長の所信表明で言われましたけれども、委託の指示ですね。委託の指示というものが、ここでは市長はアンケートの集計というような形で表現をされましたけれども、具体的にそういう指示をした中で委託を出しているのか、その点を1点目、お伺いさせていただきたいと思います。

2点目であります。25ページ、生活保護費の医療費の部分でありますけれども、先ほどの報告では人員が増えたというよりは、高額医療の方の関係でというご報告をいただいたわけです。現在、生活保護者の医療費に関しまして、ジェネリック医薬品という部分をかなり進めているかと思えます。やはり削減できるところは削減していくというのが考え方だと思いますけれども、今現在の生活保護者の方のジェネリックの利用率はどのようになっているか、お聞かせいただきたいと思います。

○議 長 企画政策課長。

○企画政策課長 19ページの総合計画の委託料の件でございますけれども、アンケート調査させていただきまして、その概要につきましては、議員の皆様へも議会事務局の棚のほうに入れて、報告をさせていただいたところです。その結果、人口減少対策というところが非常にクローズアップされたアンケート結果となっております。そのところにつきましては、総合計画でも取り組んでおるのですけれども、総合戦略も取り組んでいるというような

中で、総合戦略については国の閣議決定が12月、今月になるだろうと言われております。ここから私たち地方も総合戦略をつくるという動き出しとなるわけですが、これを総合計画と一緒につくっていききたいという中で、このたび策定部会を庁内で立ち上げさせていただきました。

そんな中で、このアンケート結果も共用しながら進めていくに当たり、スケジュールを申し上げますと、来年1年の動きとなるわけですが、来年の春ごろから既に素案、そして原案、そして案というような形で進めていきたくて思っておりまして、今年度につきましては、その素案づくりを進めていきたくて考えております。その委託料ということで計上させていただいております。よろしく願いいたします。

委託先でございますけれども、アンケート調査と同じ委託先を、今現在は考えております。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 医療扶助の関係のジェネリックの利用率というふうなお話でございます。済みません、利用率の部分の数字は今、持ち合わせておりませんので、後ほど答えさせていただきますと思います。

ただ、私どものほうも国のほうから生活保護の世帯へのジェネリック医薬品の利用促進ということで通知も来ておりまして、昨年、医師会のほうに対しまして、そういった説明をさせていただいて積極的に使っていただきたいというふうな話をさせていただいているところです。数字については後ほど……。

○議 長 16番・中沢一博君。

○中沢一博君 では1点目はちょっと、私がまだ勉強不足で、報告いただいたということですから、アンケートの委託先というのはまた調べさせていただきたいと思っています。済みません。

2点目の25ページの生活保護。数字はわからないということですが、多分そうすると、私が今、感じているのは、我が地域における薬局に対して医薬品の品目が、率が少ないというふうに感じているのです。やはりここを上げない限りは、なかなかその部分も医療費の削減まで私はつながらないと思いますけれども、その点どのように把握されていますでしょうか、お聞かせください。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 市内の薬局におけるジェネリックの薬品数の把握という点につきまして、申しわけありません。私どものほうで、そこまで具体的な把握はできておりません。以上です。

○議 長 質疑の途中ですが、ここで休憩といたします。再開は11時10分といたします。

[午前10時51分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午前11時10分]

○議 長 ところで、先ほど議席番号 16 番・中沢一博君に対し保留していた答弁に対し、福祉保健部長から発言を求められておりますので、これを許します。

福祉保健部長。

○福祉保健部長 先ほど議員のほうからのご質問の保留の件につきまして回答させていただきます。ジェネリック医薬品の利用率ということでのお話ですが、平成 30 年度の実績では、医師の処方件数に対しまして 83%がジェネリック医薬品を利用しているという状況であります。以上です。

○議 長 21 番・牧野晶君。

○牧野 晶君 27 ページになりますが、1 点というか、2 点というか。機械除雪費、機械除雪、除雪についてですけれども。消雪パイプが壊れていて機械除雪でお願いしているところが、市内に何か所かあると思うのです。やはり、消雪パイプを入れたからには市民も早く直してほしいというふうな要望とかがあると思うのですが、そういう点、機械除雪でやっていくというのも財政が厳しい中ではしょうがないと言えましょうがないという点もあるのですけれども、やはり、市民の生活の点で言うと、消雪パイプを早く直してほしいというのがあるのです。こういうところ、すぐ除雪業務等はぱっと補正予算が組まれるけれども、なかなかそういう消雪パイプを直すことに関してはあまりないので、こういう点の考え方を改めて聞かせていただきたいというのと。

あと、この間、雪が降りました。その日は土曜だったか、次の朝、役所が休みだったわけです。私はちょっとふっと思って電話をしたのですが、役場の建設課は誰も出なかったのです。初雪みたいな感じで、それでも 20 センチメートルぐらい積もったところもあるのですが、そういう場合は、最初ぐらいのときは、何かあるかもしれないので、出勤する体制というのはどういうふうになっているのかお聞かせいただければと思います。

というのが、タクシーの運転手さんなんかに聞いたら、大沢峠とか幾つかの峠が、大型車がとまっていて、結構大変だったんだよというふうな。県管理とかになりますけれども、それでも市のほうでもちゃんと体制を組んでおくというのが、ひとつではないのかなと思うのです。そこのところをちょっと。もし、出ていて見回りしていたというのだったら、ちょっと私の勘違いで大変申しわけないのですが、そういう除雪体制についても改めて聞かせていただければと思います。

○議 長 建設部長。

○建設部長 今ほどの消雪パイプ等の故障している際の対応になりますが、基本的に井戸が老朽化して揚水量がとれなくなったというような場合につきましては、交付金事業によって井戸の掘りかえ等、あるいはまたメインパイプも悪くなった部分につきましては、交付金事業によりまして消雪パイプのリフレッシュ事業ということで、大きな規模のものは対応させていただいております。

細かい部分につきましては、一般的な修繕費ということで、あるいは修繕工事ということで対応させていただいておりますので、状況を見ながら、大きなものについては交付金を活

用しながら修繕を進めているということになります。

それから、初雪時の対応等につきましては、私どもも気象情報等を確認しながら、当然、大雪の警報とかになれば、職員が待機しているわけですが、今回の気象情報につきましては、除雪が出るか出ないかちょっと微妙な部分もありましたし、直接、市役所のほうで待機というような体制はとっておりませんでした。ただ、当直のほうへ電話をいただくと、直接担当のほうへ連絡がつくような体制はとっておりましたので、今回はそんな体制をとらせていただきました。

以上です。

○議 長 21 番・牧野晶君。

○牧野 晶君 後段のほうのは、わかりました。ちゃんと体制がとれるようになっていたということですが、それでもやはり年末年始とか、そういうところも毎回必ず大丈夫というところはわかっているのですが、頑張っただけだと思います。

消雪パイプの大なり小なり、いろいろな故障というかもあるわけですが、やはり市民も待てと言われると、何でなのかというふうな疑問が、ちょっとその悶々としたのがあるわけです。なので、なるべく消雪パイプを早く直せるところは直すように努力もしていただければと思います。

以上です。

○議 長 6 番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 1 点ですが、27 ページ、消防庁舎整備費ということで、説明の中では 25 年経過して修繕が多くなってきているということでした。25 年経過しますと、当然、修繕の、いろいろところで不具合が起きてくるというような予測がされることなわけですので、計画的にこの予算に載せずに補正になった、金額的にも 1,900 万円ですので、その理由と。

今、省エネの空調がかなり多くて、入れかえたら電気代もすごく安くなったというような事例がいろいろあるのですけれども、これによってそういったことが見込まれそうなのかどうなのかという点。

ここについて 2 つお願いします。

○議 長 消防長。

○消 防 長 ただいまの消防庁舎の空調設備の改修でございますけれども、今年度に入りまして、エアコン関係が何台もちょっと不調になってまいりました。庁舎建設が平成 6 年でございますので、もう 25 年経過しておりまして、数年前から故障は何か所か発生しておりました。その中で直せるところは直してまいりましたけれども、このたび夏場の前に、一番職員が勤務する事務室のエアコンが完全に壊れてしまいまして、業者さんのほうに修理もお願いしたのですが、製造年から一定の年数がたつと、もう部品がないということで、ほかの使用頻度の少ない部屋から部品を移動してやってみたのですが、それでもちょっともう対応できないということでした。

総合計画の中で一応直してみようかということで計画はしておったのですけれども、やは

り緊急的に防災の拠点でもあるということと、24時間職員がある程度健康を維持した中で勤務しなければならないということで、このたび急遽、空調設備の改修工事に着手させていただきました。

最近のエアコンの設備に関しては、議員がおっしゃるように、やはりかなりエコなものが出ていると思われま。このたびも部屋の大きさや天井の高さ等を精査した中で、必要な機器を導入する予定でございますけれども、その辺の電氣的な経費についてはまだ詳しくちょっと積算ができないもので、お答えできませんが、恐らく従来のものよりかなり電気代は少なくなるのかなというふうに感じております。

また、暖房器具でありますFFのファンヒーターも、これも相次いで故障しておりまして、使えるものは今、使っておるのですが、何台も撤去して、何とか生きている部屋のほうからまた事務室に持ってきたりしてやっておるところでございます。将来的にFFのファンヒーターがだめになった時点で全面的なエアコンでの暖房もできるようにということで、このたびの工事をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 2点になります。お聞きします。19ページの4段目の庁舎整備事業費で会議室を委員会にも流用できるようにということでありました。この450万円と150万円の、私としてみれば、かなり高額だなというふうに捉えるのですが、どのような仕事をされるのか、ひとつお聞きします。

それからもう一点ですが、ちょっと単純なことで申しわけありませんが、先ほどの除雪の問題です。所信表明の中で、春除雪の執行分を補填し、本格的なシーズンに備えるため1億500万円を追加いたしましたというのは、春除雪は4月1日以降にやっていますよね。春除雪——要するに雪どかしとか、戻しとか、そういう問題も絡んでいるのかなと思うのですが、その辺がどういう執行になっているのか。要するに繰越明許をしてやっているという形で、私は今まで捉えていたのですけれども、ここに来て補填をするというような感じなのか、ひとつ、その点をお聞きします。

○議 長 財政課長。

○財政課長 1点目、302会議室の関係です。やる内容といたしましては、大分年数もたっておりまして、クロスが結構剥がれておりますので、室内のクロスの張りかえ、それと床のPタイルがかなり飛んでおりまして、バリバリになっておりますので、床の張りかえ。それと、あそこは出入り口が2つあって、2つに区分して使用できるという利点もあって、庁舎内で今、会議室、打ち合わせ室が大変不足しておりますので、あそこを二分割しても使えるようにということで、真ん中に今、大会議室と小会議室の間に可動式の壁がありますが、あいった間仕切りをレールで動かせるようなものをつけたいということ想定しての金額でございます。また、中のテーブル・椅子類も大分老朽化しておりますので、そちらの更新も備品のほうで含んでおります。それが1点目になります。

2点目の除雪の関係についての予算の計上との関係ですが、春除雪の分は繰越明許はしておりません、当該年度の予算からの執行になります。以上です。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 後段については、わかりました。要するに当初予算でと、こういうことですね。

それで、前段の問題ですが、クロス、Pタイル、稼働間仕切りということですが、あと、そのほかに150万円というのがありますよね。その部屋のことではないということですか。合わせて600万円という形で私は考えたのですが、いかがでしょうか。

○議 長 150万円は椅子・机という説明が前段でありましたが。

○岡村雅夫君 それに椅子を入れたら——その部屋の改装でしょう。

○議 長 財政課長。

○財政課長 机と椅子の入れかえも計画しておりまして、そちらのほうを備品のほうに計上しております。以上です。

○議 長 14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 4点お願いいたします。6ページ、継続費の補正のところですが、ようやく終わるかというところなのですが、説明でありますと、JRとの協議を経て、協議内容に沿って、今回減額ということになったということです。この2億6,000万円、補正前に比べて減っているわけですが、この協議内容というのが、例えば内容の変更なのか。それとも、工法とか、材料を儉約したとか、いろいろな工夫をして、そういうふうな減額になったのかというところ。

というのは、私がずっと当初からちょっと心配なのは、額が多いし、JRに委託ということで、監理監督はどういうふうに行われるのかという心配があったので、内容が変わって2億6,000万円の減額ということになれば、それはまたそれでいいのでしょうかけれども。いろいろあってということですが、そこら辺の詳細をちょっと教えていただきたいというふうに思います。

次が7ページの債務負担行為ですが、説明いただきまして、有利な補助と申しますか、そういう関係での債務負担行為。これは債務負担行為自体はいいのですが、8,000万円ということで2か年にわたるわけですが、年度ごとにまた予算は議決するわけですが、今度は契約なのですよね。契約がどうなるのかというところ、ちょっと説明があったのかもしれませんけれども。額が大きいのですけれども、契約業者は2年一括というのか、継続で契約してしまうのか、それとも単年度、単年度、新たな契約ということになるのかというところを、私が聞き漏らしたのであれば、再度お願いしたいというふうに思います。

3点目ですが、これは内容を聞くだけです。13ページ、下から2つ目の母子保健情報連携システム改修事業国庫補助金というのがあるのですが、これは前に説明を受けたのかもしれませんけれども、このシステムの内容ですか、それだけちょっと聞きたいと思いで、それを聞くだけですけれども。

最後が17ページです。時々聞かせていただいているのですけれども、臨時財政対策債のことです。説明の中では地方交付税が確定したので、この臨時財政対策債の限度額も変わってきたということですが、当然それは地方交付税が足りない分が臨時財政対策債ということで許可になるわけなので、それはそれでいいのですけれども。前年の平成30年の決算額と比べますと、相当、2億5,000万円ぐらひは減っている。この全国市議会議長会も市長会もそうなのでしょうけれども、今、臨時財政対策債を本来の形に戻してくれというような要望をずっとしているわけなので、そういう流れの中で臨時財政対策債が減って、平常の地方交付税が増えてきた傾向なのか。そこら辺を聞きたいというふうに思います。

あわせて、今度ここで臨時財政対策債の限度額が変わった、8,500万円変わったわけですが、普通の建設の起債であれば、起債時期は多分決まっていると思うのですが、この臨時財政対策債。例えば当初の臨時財政対策債の限度額、それはもう借りて行政運営に賄っているのだとなると、ちょっとこれは減額になると、また別の意味で問題になるかと思うのです。臨時財政対策債の起債の手続きの時期ですよ、そこら辺もちょっと参考までに聞かせてもらいたい。

4点お願いします。

○議 長 財政課長。

○財政課長 2点目のほうの7ページの債務負担行為のバスの関係でございます。こちらの方は今、債務負担行為をとらせていただいてどういうスケジュールになるかと言いますと、1月から2月ごろ、来年度、単年度のバスの運行についての入札をさせていただきます。単年度分を進めさせてもらっております。それで、その期間であれば、総務部長のほうの説明いたしましたが、割引になる特例を適用できるということがございますので、早目に進めたいということで単年度の仕事でございます。

4番目、臨時財政対策債の関係でございます。減った理由のやはり大きなものは、これは国のほうですが、国税の、もともとの交付税の主要な財源である所得税、法人税、酒税、消費税といった主要な財源が、国のほうの税収は大変好調であるということです。そちらの税収が伸びれば、制度上、その一定率が交付税のほうに回ってくるようになっておりますので、それによって交付税の額が増えて、臨時財政対策債の額を減らすことができたという、ただそれだけのことになるかと思えます。ですので、その分、私どももいくら交付税の、最終的に後での措置があるとはいえ、総額としての市債を減らすことができるので、大変これはありがたい方向であると思えます。

また、借り入れの時期でございますが、こういった確定がございますので、歳入、歳出を最終的に合わせるためもありまして、借りる時期は3月から4月の手続き、5月の借り入れということになりますので、まだ借りておりません。

以上です。

○議 長 建設部長。

○建設部長 1点目の樋渡東西線の件でございますけれども、大きな減額の内容としまし

ては、鉄道下を推進して工事をするわけですけれども、地中に玉石ですとか岩ですとか、そういった大きな障害となる物が出てこなかったという部分で、経費削減が図られていますし、あるいは鉄道を施工する際のロングレールに切りかえたことによって、期間が短縮できたということ。それから、施工方法の見直しということで、当初、夜間工事として計画していたのが、協議によって昼間も工事ができたということで施工期間の短縮などによりまして、経費が下がったというのが主な大きな内容になります。以上です。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 3番目のご質問の関係でございます。こちらにつきましては、来年の6月から国のマイナポータルのサービスの中に、母子の関係の乳幼児健診ですとかの情報が採用になりますので、そのためのシステム改修でございます。その補助でございます。以上です。

○議 長 20番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 債務負担の補正ということで、今回、熊の関係でスクールバスを早目にさせていただいたということで、保護者の方は大変喜んでいます。市長のきょうの所信表明のところで、熊出没が144件ということで、9月、10月に出ているのですけれども、後ろの資料では10月末現在で181件となっていて、数字がちょっと違っているのかなと思うので、その辺がどういう整合性があるのか聞きたいです。

もう一個、歳入のところ、プリンスホテルのほうから1,000万円を超えたということです。1,000万人が手にしたということは、すごい南魚沼市を売っていただいたのではないかなと思っています。自動販売機、市内——市役所が指定管理をしているところとかもあると思うのですけれども、多分、置いてあるかなと思うのです。ここの下の階にもありますし、どこかで見たことはあるのですけれども、それが確実に、やはり市がやっているところあたりは、業者にはちゃんとそれを入れてもらうのと、オンリーワンでやはり売っていくべきではないか。これだけのいろいろな寄附行為をしていただいているので、それはオンリーワンでほかの水を置かないで、南魚沼のおいしい湧き水だけを置くというようなシステムを、我々も応援としてとるべきではないかと私は思うのですけれども、その点はどうでしょうか。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 市長が所信表明で申し上げました数字は、9月と10月、2か月分を足すと144件。ここが一番前年度比較で大きな違いが出た部分でしたので、その部分だけを申し上げたわけでありまして。188件というのは、4月から全部計算すると188件になる。そういうことでございます。

○議 長 総務部長。

○総務部長 南魚沼のおいしい湧き水の関係でございます。議員がおっしゃいますように、庁舎のロビーの自動販売機にも入っていますし、私も違う場所で見たくもございます。このことについては、確かに議員おっしゃるとおりですので、いろいろなところで働きかけてはいきたいと思っております。ただ、ご承知のとおり、いわゆる自動販売機のベンダーさんとの関

係もありますので、すぐに私どもがお願いをして、わかりました、と言ってもらえるか、もらえないかというところもあります。働きかけはしていきたいと思います。以上です。

○議 長 市長。

○市 長 ちょっとだけ追加をさせていただきます。今ほどのは、いいご提案だと思います。ありがとうございます。今、答弁したとおりです。

加えて、お酒を今、プリンスホテルさんがつくったのをニュース等で知っていると思います。「あさぎ」という八海醸造さんとコラボしてつくっているお酒ですが、これにも水が使われているわけですが、これに使われる仕込み水というか、それもペットボトル換算で、1本相当の水量で、これも1円入るという非常にありがたいことでもあります。

これらが今インバウンドも含めて、プリンスホテルさんのいろいろな全国を含めて、さまざまなところをご利用いただいて、全ての水が使われていること。加えて言うと、天皇陛下のご即位の礼で、その後の宮中晩さん会があったわけですが、ここで取り仕切られたのはプリンスホテルさんでありまして、ここでも南魚沼のおいしい湧き水が使われているということ、あまり知られておりませんので、この際、報告をさせていただきます。大変名誉なことだと思います。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 3点ほどお伺いします。19ページのネットワーク変更業務委託料167万円です。情報収集の強化ということではありますが、ネットワークを変更すると言いますので、具体的にどういう変更を考えての予算付けか、お伺いします。

23ページの常設保育園の過年度国県補助金等返還金2,844万円でありますけれども、この説明の中で国の指示が遅かったということで、9月議会に上程ということだったほかに、「皆増」という表現がされたわけです。皆増ということになると、毎年この還付金については、児童数の変動によってやっていたわけでありまして、それ以外で、また皆増しなければならないという部分が、どういう指示が出たのかということをお聞きしたい。

それから、31ページの予備費であります。3,871万円ですけれども、台風19号被害で今後予想されるものに対してということで、非常に細かな数字まで出させていただきました。実際10月12日、13日の後、農道とかも含めて、いろいろ回ってパトロールをして、やられた箇所ということでありましたけれども、稲刈り等も終わってしまいましたので、なかなか市内をくまなくパトロールというので、ちょっと落ちがかなりあるかなというふうに思っております。実際、私の近くでも出ました。来年度、作付が始まるころに農業車両が動き出すと、ここもやられていたという部分が出てくる可能性があるわけですが、そういうところを含めて査定云々についても、そういうことのための3,871万円というふうに理解していいのか。以上、3点お伺いします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 1点目の19ページ、ネットワーク変更業務委託料167万円について説明をさせていただきます。最初の説明でも申し上げましたが、内容としては2点含んでおります。

1 点が私どもの本庁舎と、それから出先 15 拠点をつなぐネットワークを速くする。その分についての経費が 62 万円でございます。

それから、これが台風 19 号の際に 1 つ課題となったところでございますが、本部を市長室の隣の応接室に設けました。そこに県との災害ネットワークの端末等はあるのでございますけれども、インターネットの回線が、それも速い回線が来ていなかったということで——速いと言いますと少しおかしいですね。庁内 LAN の配線はあったのですが、直接外に出られる配線、ネットワークがなかったということで、やはり非常に方々からアクセスが集中したりした際に、不便を来しました。なので、そこに別系統で、ほかの影響を受けづらいネットワークを引きたいということで、これが 105 万円ということになっております。以上です。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 23 ページの常設保育園管理運営費の過年度国県補助金等返還金の関係でございます。この内容につきましては、議員も先ほどおっしゃいましたとおり、実績によってこれだけの金額となりました。総務部長からの説明でも、国と県の補助金 7 項目になっております。皆増という言葉を使わせてもらいましたのは、この部分の償還金自身では、令和元年度の中では今まで計上しておらなかったもので、その部分が補正によって全額増になったということで「皆増」という言葉を使わせていただいております。以上です。

○議 長 財政課長。

○財政課長 3 点目の予備費の補填の関係でございます。今ほどの議員のお話ですと、台風 19 号関係で今後というあれでしたが、私どもの方の説明としましては、ここまでに台風 19 号関連で使ってきたもの、その他の部分の補填という意味合いが大きくあります。

前回、11 月の議会のときに報告させていただきましたとおり、台風 19 号関連では 1,700 万円ほど予備費を投入いたしました。全く別件ですが、市税の還付などで 500 万円以上があったりしまして、一時的に 2,000 万円以上執行させていただいたりということがありましたので、その部分の補填と、あと今後の冬にかけてのさまざまな必要なものというものの予備として、予備費を今回、計上させていただいたという考えでございます。以上です。

○寺口友彦君 ネットワークとそれから皆増の部分については、了解しましたが、災害復旧の部分であります。非常に細かいところが予想されるのです。ですので、そういうような考え方をやはり財政当局は持ってもらいたいのです。とにかく来年度、作付が始まる直近ぐらいですか——でないと、細かいところを農作業の車両が動き出さないものですから、そうして初めてわかるという部分が、多分、多く出てくる。大規模ではなくても。それに対する備えということで予備費でやるべきなのか、災害復旧と言っても、これは査定をしなければ出てこない部分であるけれども、これは来年度予算になるかもしれないです。財政分についても、そういうことは当然起こり得ることであるから、予想をして予算付けをしていくという考え方を持ってもらいたいと思います。

これから雪が降りますので、実際、今、予算を付けても復旧工事は多分間に合いません。間に合いませんけれども、小さいところをやられているというのが出てくるという恐れがあ

るので、これは財政当局もしっかりと頭の中に入れて、予算組みをしてもらいたい。要望はしてはいけないという部分でありますけれども、予備費として、私は当然使ってしかるべきだと思っていますので、そこら辺の考え方をもう一回お願いします。

○議 長 財政課長。

○財政課長 それぞれ梅雨もそうですし、今回の台風もそうですし、災害等に関連しましては、そのときは当然、産業振興部、建設部で調査はしておりますが、やはり、今、お話のとおり、そうしたものも出てくるやもしれません。

ただ、財政当局としては、ということですので、財政当局といたしましては、いろいろな財源措置の関係からしても、なるべく補助金をとったり、制度に乗った中で、さまざまな手当てをしていきたいというのもございますけれども、どうしてもそれに乗らないものについては、適宜適切な対応をしていきたいと考えております。

ただ、今の台風の関連で冬も過ぎてということになると、何が要因だかというのがますます、段々はっきりしなくなってきて財源手当てがとれなくなってまいりますので、もう一度関連する課と連絡をとりながら、その他の被災がないか、今後どういった手配をすべきかということは、また検討してまいりたいと思います。予備費で執行するというのではなく、予備費からまた別、それぞれの科目に計上して執行することになるかと思えます。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 90 号議案 令和元年度南魚沼市一般会計補正予算（第 5 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 90 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 8、第 91 号議案 令和元年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 91 号議案 令和元年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、人事異動及び人事院勧告に伴う職員給与費の不足分と葬祭費を計上するものであります。

主な内容としては、歳出では、総務費の職員給与費を 35 万円増額するほか、保険給付費の葬祭費を 50 人分の 250 万円増額、予備費を 250 万円減額し、歳入では、職員給与費分の一般会計繰入金を 35 万円増額するものであります。

以上によりまして、歳入歳出予算にそれぞれ 35 万円を追加し、総額を 55 億 1,307 万 1,000 円としたいものです。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 91 号議案 令和元年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 91 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 9、第 92 号議案 令和元年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 92 号議案 令和元年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、人事異動及び人事院勧告に伴う職員給与費の不足分を計上するものです。

主な内容としましては、歳出では、総務費の職員給与費を 40 万円増額し、歳入では、一般会計繰入金を 40 万円増額するものでございます。

以上により、歳入歳出予算にそれぞれ 40 万円を追加し、総額を 5 億 6,185 万 9,000 円としたいものです。

よろしくご審議いただき、ご決定賜りますようお願いいたします。以上です。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 92 号議案 令和元年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 92 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 ここで、昼食のため休憩といたします。再開を 1 時 10 分といたします。

〔午前 11 時 48 分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午後 1 時 10 分〕

○議 長 日程第 10、第 93 号議案 令和元年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 第 93 号議案 令和元年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）につきまして提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、人事異動などに伴う介護認定審査会費の不足分、保険給付費の事業量見込みなどによる所要額を計上するものでございます。主な内容としましては、歳出では総務費の介護認定審査会費を 111 万円、保険給付費では各種サービス費の増により 627 万円、地域支援事業費では 28 万円をそれぞれ増額するものです。

歳入では介護認定審査に係る過年度湯沢町委託負担金の精算による減。歳出で増額となりました保険給付費及び地域支援事業費の財源として国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金をそれぞれルールに基づく負担割合により増額するものです。

以上によりまして、歳入歳出予算にそれぞれ 1,705 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 69 億 6,059 万円としたいものです。

詳細につきましては福祉保健部長に説明をさせますので、よろしくご審議の上、決定いただきますよう、お願いを申し上げます。以上です。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは、第 93 号議案 南魚沼市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）につきましてご説明申し上げます。事項別明細書で説明いたしますので、議案書の 8 ページ、9 ページをお開きください。

まず、歳入になります。最初の表、2 款 1 項 1 目認定審査会負担金は、介護認定審査に係る事務について、湯沢町が当市に委託している分の負担金のうち、平成 30 年度の実績精算に

より 38 万円を減額するものです。

2 番目の表、4 款 1 項 1 目介護給付費負担金の 125 万円の増は、歳出の 2 款保険給付費 627 万円に負担率 20%を乗じて得た額であります。

次の表、4 款 2 項 1 目調整交付金の 37 万円の増は、先ほどと同様に保険給付費増額分に調整率 6%を乗じて得た額です。2 段目、2 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）の 23 万円の増は、介護予防生活支援サービス事業費の対象経費に負担率 25%を乗じて得た額です。3 段目、3 目地域支援事業交付金（包括的支援事業及び任意事業）の 37 万円の減は、包括的支援事業・任意事業費の対象経費の減額による補助金の減でございます。最後の段、5 目保険者機能強化推進交付金の 936 万円の増は、平成 30 年度から新たに設けられたもので、今年度分の内示があったもので、地域支援事業に充当いたします。

最後の表、5 款 1 項 1 目介護給付費交付金の 169 万円の増は、歳出の 2 款保険給付費の増額分に負担率 27%を乗じて得たものです。2 段目、2 目地域支援事業支援交付金の 24 万円の増は、介護予防生活支援サービス事業費の対象経費に負担率、同じく 27%を乗じて得た額でございます。

10、11 ページをお願いいたします。最初の表、6 款 1 項 1 目介護給付費負担金の 78 万円の増は、歳出の 2 款保険給付費の増額分に負担率 12.5%を乗じて得たもの。

次の表、6 款 2 項 1 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）の 11 万円の増は、介護予防生活支援サービス事業費の対象経費に負担率 12.5%を乗じたもの。2 段目、2 目地域支援事業交付金（包括的支援事業及び任意事業）の 19 万円の減は、包括的支援事業・任意事業費の対象経費の減額により補助金が減となったものでございます。

最後の表、8 款 1 項 1 目介護給付費繰入金の 78 万円の増は、歳出の 2 款保険給付費の増額分に負担率 12.5%を乗じたもの。2 段目、3 段目地域支援事業繰入金は、先ほど説明いたしました 6 款 2 項県補助金と同様の理由によるものです。最後の段、4 目その他一般会計繰入金の 149 万円は、人件費繰入金で給料、手当等の増の見込みによる 111 万円の増と、事務費繰入金は介護認定審査に係る事務について、湯沢町が当市に委託している分の負担金のうち、実績精算により 38 万円減になったことに対する繰り入れでございます。

12、13 ページをお願いいたします。最初の表、8 款 2 項 1 目介護給付費準備基金繰入金の 139 万円の増は、歳出で増額となりました保険給付費のうち、国県等の負担金、交付金等で措置される残りの額、財源の不足する分について基金の取り崩しにより補填するものです。

最後の表、10 款 2 項 3 目雑入の地域支援事業雑入は、食の自立支援事業の配食サービスの実費徴収金で、食数の増による合計 34 万円の増であります。

次に 14、15 ページをお願いいたします。歳出であります。最初の表、1 款 3 項 1 目介護認定審査会費、説明欄の丸、111 万円は、職員の人事異動等に伴う増額分です。

次の表、2 款 2 項 1 目介護予防サービス諸費、説明欄の丸、93 万円は、介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の増加による増額です。

次の表、高額介護サービス費、説明欄の丸、494 万円は、給付額の増によりまして限度額を

超える額が増加し、その超過分を支給するための増額です。

その次の表、高額医療合算介護サービス費、次の16、17ページの高額医療合算介護予防サービス費につきましても、同様に限度額を超える額の増額に伴い、それぞれ28万円、11万円の増額です。

16、17ページ2番目の表、3款1項1目サービス事業費、説明欄の丸、103万円は、配食サービスの食数の増加に伴う増額です。2段目、2目介護予防ケアマネジメント事業費、説明欄の丸、23万円は、職員の人事異動に伴う増額です。

1つ飛びまして最後の表、3項1目総合相談事業費、説明欄の丸、15万円は、職員の人事異動に伴う増額分になります。

18、19ページをお願いいたします。2目権利擁護事業費、説明欄の丸、166万円は、職員の育児休業に伴う人件費の減額になります。2段目、4目任意事業費、説明欄の丸、52万円は、65歳以上の世帯で栄養改善が必要な方への配食サービスで食数の増加に伴う増額です。

最後の表、5款1項1目介護給付費準備基金積立金、説明欄の丸、937万円は、事業費の実績見込みにより財源調整し、準備基金積立金に増額計上するものでございます。

以上で、詳細説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 17ページ中段の生活支援サービスの食の自立支援事業委託料（総合事業）103万円増と、それから19ページ、その他事業費の、同じく食の自立支援事業委託料（任意事業）ということで52万1,000円の増ですが、いずれも食数の増ということでありました。今回の12月定例会に出された成果の中でいくと、食の自立支援事業で言えば34名の方が延べ2,519食。それから任意事業でいくと75名の方が延べ5,234食というふうになっているわけですが、人数が増えたおかげで食数が増えているのか、あるいは1名の方が週に3日、4日から5日、6日ということ伸びているのか。その中身をちょっと教えてもらいたい。

○議 長 介護保険課長。

○介護保険課長 今ほどの質問につきましては、まず、人数が増えているのが1つと、あと食数につきましても、昨年度から週3回というのが週5回に回数が増えたことによる回数の増ということで、今回補正をさせていただきました。以上です。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 人数の増ということになると、この成果で示されたものに対して金額的に見ても、それで10名から20名ぐらい増えているのかなと思います。こちら辺も年度当初は大丈夫だと言っている、やはり自分で料理をしたりというのが大変だということで、こういうサービスを使ってみたいということであろうと思うのです。

この人数増ということにすると、今、民間事業者で結構やっつけられている方もおりますけれども、そういう方たちがたまにチラシを出してやっている方もいます。あるいは包括支

援センターのほうで3か月に一遍ですか、訪問をされていて、ではどうですか、というところであると思うのですが、この民間事業者が宣伝をして、そこでこういうのがありますよというところがどの程度、効果といいますか、増につながっているのかというところをつかんでいけば教えてもらいたい。

○議 長 介護保険課長。

○介護保険課長 人数というか、その関係につきましては、ちょっと私どものほうで具体的なものは把握はしておりません。今回の配食サービスにつきましては、ただ、お弁当を配るだけではなくて、安否確認というところまでを含めた中での配食サービスということでもありますので、その辺で例えばの話ですけれども、ほかの事業者のほうで安否確認を含めた、お弁当の配食サービスができるかという部分に関しては、なかなか手を挙げていただけるところがございませんので、そのような形でご理解をお願いいたします。以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第93号議案 令和元年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第93号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第11、第94号議案 令和元年度南魚沼市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 第94号議案 令和元年度南魚沼市水道事業会計補正予算（第2号）につきまして提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、人事異動及び人事院勧告に伴います職員給与等の過不足調整による所要額を計上するものでございます。

初めに収益的収支についてであります。支出に職員給与費等の過不足調整分と臨時職員賃金の支出見込みによる減で、差し引きで275万円を増額計上いたしました。

次に資本的収支についてでございます。支出に職員給与費の調整額として1万円を追加しました。これにより資本的収支において収入が支出に対して不足する額11億7,492万3,000円を、11億7,494万1,000円に改めるものであります。また、議会の議決を得なければ流用のできない経費として、職員給与費に327万6,000円を追加し、1億1,110万円としたいも

のでございます。よろしくご審議いただき、決定いただきますようお願いいたします。以上です。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 94 号議案 令和元年度南魚沼市水道事業会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 94 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 12、第 95 号議案 南魚沼市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題といたします。本案について提案理由を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 95 号議案 南魚沼市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。本議案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和 2 年 4 月 1 日から施行され、非常勤職員に係る適正な任用、勤務条件を確保するため会計年度任用職員制度が導入されることとなり、これに対応する条例の制定をお願いするものでございます。

この地方公務員法の改正では、非常勤特別職について特別職の範囲が、「専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行う者」に厳格化されました。また、臨時的任用は、その対象が「常勤職員に欠員を生じた場合」に厳格化されております。一般職の非常勤職員については、会計年度任用職員に関する規定が設けられ、その採用方法、任期等が明確化されました。会計年度任用職員は、その勤務時間に応じて、フルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員に分類されます。このため、現在のいわゆる臨時職員については、そのほとんどが会計年度任用職員へ移行することとなります。

また、地方自治法の改正では、会計年度任用職員について、国の非常勤職員に準じ、期末手当の支給が可能となるよう、給付に関する規定が整備されております。

それでは、条例の内容につきまして、ご説明いたしますので、1 ページからお願いいたします。第 1 条は、地方公務員法、地方自治法に基づき会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるとし、第 2 条は、次の 2 ページにまたがっておりますが、会計年

度任用職員のうち、1週間当たりの通常の勤務時間が正職員と同じものを、第1号のフルタイム会計年度任用職員、勤務時間が短いものを、第2号のパートタイム会計年度任用職員と定義しております。

めくっていただきまして2ページ、第3条ではフルタイム会計年度任用職員の給与は「給料と各種手当」、パートタイム会計年度任用職員の給与は「報酬」と定めております。これにより、令和2年度予算から、フルタイム勤務ではない臨時職員については、7節の賃金から1節の報酬へ変更となります。

第4条から第20条までは、第2章フルタイム会計年度任用職員の給与で、第4条では給与条例の別表第1、行政職給料表(1)の一般行政職、行政職給料表(2)の技能職員、医療職給料表(1)の医師、歯科医師、医療職給料表(2)の医療技術職、医療職給料表(3)の看護師・保健師等を準用するとしております。

第5条は職務の級で、職種ごとにその複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、基準となるべき職務の内容は、12ページ別表に定める等級別基準職務表によるものとする、としております。

第6条は給料表の号給で、規則で定める基準で決定するとし、第7条は給与条例の準用により、月の1日から末日分をその月の21日に支給する規定で、2行目後半からの読みかえは日割り計算をする際の規定となっております。

3ページ、第8条地域手当、第9条初任給調整手当、第10条通勤手当、第11条時間外勤務手当、第12条休日給は、いずれも給与条例を準用する規定となっており、正職員と同様の支給を規定し、めくっていただきまして4ページ、第13条夜勤手当、第14条宿日直手当についても給与条例の準用でございます。第15条は期末手当で、第1項は、基準日に在職する任期が6か月以上の職員に期末手当を支給し、第2項、第3項では期末手当の額を、給料月額と地域手当の合計額を基礎額とし、基礎額に100分の50を乗じた額に、基準日以前の6か月間の在職期間に応じた割合を乗じた額とするものです。1年間の任期の場合、最高で6月と12月にそれぞれ0.5か月分、計1か月分の支給となります。

5ページ、第5項では、6月支給の際に前年度末まで任用され、引き続き任用された職員は、任期を合算して6か月以上になれば期末手当を支給する規定で、第16条は給与条例の準用で懲戒免職、失職、禁固刑以上の刑に処せられたなどの場合は、期末手当を支給しないという規定でございます。

第17条は特殊勤務手当については給与条例を準用し、正職員と同様の支給を規定し、第18条は勤務1時間当たりの給与額の算出で、給料月額に12を乗じ、これを規則で定める日数と1日の勤務時間で割った額とするもの。第19条は、有給休暇等以外の場合、いわゆる欠勤の場合の給与の減額規定。第20条は、給与の減額、時間外勤務手当等の1時間単価を算出する際の端数処理を規定しております。

第21条から第32条は、第3章パートタイム会計年度任用職員の給与についてで、第21条は報酬額を定めており、第1項では月額で報酬を定める職員については、パートタイム会計

年度任用職員の1週間当たりの勤務時間と、正職員の1週間当たり勤務時間である38時間45分の割合を基準月額に掛けた額、第2項は日額で報酬を定める職員については、基準月額を21で割り、これに1日当たりの勤務時間7.75で割った数を掛けた額、第3項は時間額で報酬を定める職員については、基準月額を162.75で割った額と規定をしております。なお、この162.75の数字でございますが、1日当たり7.75時間の21日が162.75になるものでございます。第4項は基準月額を定めており、職務の内容及び責任、職務遂行上、必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして、本条例第4条から第6条までの規定により、フルタイム会計年度任用職員と同様に定めるとしております。

7ページ、第22条は報酬の規定で、第1項第1号では、月額で報酬を定める職員は退職の日まで、第2号では、日額で報酬を定める職員は勤務日数により、第3号では、時間額で報酬を定める職員は勤務時間により支給するもの。第2項は、報酬は月単位で計算し支給する規定。第3項は、月額報酬の職員の日割り計算の規定でございます。

第23条は、初任給調整に係る報酬で、給与条例の準用を規定してございます。

第24条は、次の8ページにわたり、時間外勤務に係る報酬の規定で、第2項では、勤務時間がフルタイム勤務職員の7時間45分を超えた時間について、1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150の範囲を乗じた額を支給し、この際に午後10時から翌日、午前5時までの間は100分の25を加えた割合とすること。第3項では週休日の振りかえの場合は、1週間で38時間45分を超えた時間について、1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲を乗じた額を支給すること。第4項では、時間外勤務時間が1か月60時間を超えた場合の時間外勤務手当については、1時間当たりの報酬額に勤務日の場合は100分の150を、週休日の振りかえの場合は100分の50を乗じた額を支給することを規定しております。

第25条は、祝日と年末年始の休日では、休日勤務に係る報酬として1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150の範囲を乗じた額を支給するものでございます。

9ページ、第26条は正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時までの間に勤務する場合は、1時間当たりの報酬額に100分の25を加えた夜間勤務手当を支給するもの。第27条は、宿直勤務または日直勤務に対しては、規則で定める宿日直勤務に係る報酬を支給するもの。

第28条は、パートタイム会計年度任用職員の期末手当ですが、3行目括弧書きの「1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く」については、週の勤務時間が20時間未満のものを想定し、これを除き、1年間の任期の場合、最高で6月と12月に0.5か月分を2回、計1か月分の支給となるもので、内容は4ページの第15条で説明いたしましたフルタイム会計年度任用職員と同様でございます。

めくっていただきまして10ページ、第29条は、特殊勤務に係る報酬の支給についての規定。

第30条は、勤務1時間当たりの報酬額の算出方法についての規定で、報酬を月額で定める

職員、日額で定める職員、時間額で定める職員ごとに規定をしております。

第31条は、有給休暇等以外の場合、いわゆる欠勤の場合の給与の減額規定で、11ページにかけて、第32条は、勤務1時間当たりの報酬額を算出する際の端数処理の規定。

第33条は、通勤に係る費用弁償で、給与条例の通勤手当と同様に支給し、月の勤務が10日に満たない場合は2分の1とする規定。

第34条は、公務のための旅行に係る費用弁償で、市職員の旅費に関する条例により支給するものでございます。

第5章は雑則で、第35条は給与から控除できるものの規定。第36条は市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与。第37条は規則への委任となっております。

附則では、第1項は、この条例は令和2年4月1日から施行するとしたいもので、第2項はこの条例が準用する給与条例の給料表の改定があった場合は、この条例での効力は翌年度の4月1日からとするものでございます。

以上、説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長 質疑を行います。

15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 細かい説明でありましたけれども、人数だけちょっと確認をしたいです。フルタイム会計年度任用職員については、今現在、市の非常勤職員は当てはまらないということで、ほぼパートタイムということでありました。そうすると10ページの第30条ですね。勤務1時間当たりの報酬額の算出というところで、3種類、月額で報酬を定める、日額で報酬を定める、時間額で報酬を定めるとなっていますけれども、今現在、市のほうの非常勤職員の方で、この3種類でいくと、それぞれ何人いらっしゃるのかというところをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長 総務課長。

○総務課長 今現在、非常勤職員の賃金ですけれども、全員が時間給で定められております。ちなみに、フルタイム勤務をされている非常勤職員というのは、今のところおりません。臨時的任用職員という身分で、フルタイムでされている方が、一般行政職で1名、あと医療職で3名、計4人の方がフルタイムで今現在、働いているという状況になっております。以上です。

○議長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 結局、全員が時間額というわけですがけれども、それで何人ということですか。人数のほうがちよっと答弁漏れだったので。

○議長 総務課長。

○総務課長 人数ですが、ことしの4月末でおよそ530人ぐらいの人数となっております。以上です。

○議長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君　　ことしの4月、始まりの時点で530人ぐらいということでしたけれども、これはあれでしょうか。フルタイムの方が4名ほどいらっしゃるけれども、この4名の方について、パートタイムからフルタイムへと格上げと言っては申しわけないですけれども、時間数が延びていくという可能性というのはあるのかなのか。ずっとこの市としてはパートタイムということで臨時職員を採用していくのか、それとも上げていってフルタイムにまでいくのかという、そこら辺の方針についてちょっとお聞きします。

○議　　長　　総務課長。

○総務課長　　現在、フルタイムで働いている職員については、現在の働き方が任用に合っているのであればそのまま移行、そうでなければまた考え直すということで、担当課のほうに調整をかけております。まだ決定ではありませんが、今のところ1名は同じようにフルタイムで勤務ということになっておりますし、医療職、病院勤務の3名についても、結論はまだ出ておりませんが恐らく同じ働き方になる可能性が強いというふうに聞いております。以上です。

○議　　長　　総務課長。

○総務課長　　失礼しました。逆がどうかということだと思いますが、今、パートタイムで働いている職員がフルタイムになるかということのご質問だと思います。これについても、所管する所属課に今の働き方で、パートタイムで今後どうかということを照会しております。ほぼ全部が今と同じように移行するというふうに考えております。以上です。

○議　　長　　総務課長。

○総務課長　　可能かどうかということであれば、不可能ではないということですよ。

○議　　長　　2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君　　この条例につきましては、9月議会に一遍、提出になって取り下げということで、9月のものを見させていただきましたが、国のマニュアルですとか県内の動きとちょっと全く違うようなところも大分ありまして、何か特に南魚沼市として特別な考えや状況があるのかなと思ったら、取り下げになって、今回、そういう意味では国のマニュアルに大枠では沿ったような条例の提案になったということですよ。

1つ、今質疑がございましたが、パートタイムで530人という今の現状ということでございますけれども、国のマニュアルでは合理的な理由がなく、短い時間を設定してフルタイム任用の抑制を図ることがないよということであってあるわけですよ。今現在、担当現場で検討していて、総務課長のお話ですと、恐らく全てがパートタイムの方向になるのではないかというようなお話を伺ったのですけれども、合理的な理由なく云々という国のマニュアルに沿ったきちんとした検討をしているのか。その結果が、今、総務課長が言ったような流れに本当になっているのかどうか。そこをもう一遍ご確認をさせていただきたいというふうに思います。

それから、先ほどの説明ですと、期末手当100分の50が、一番長期の雇用であれば、年2回で1.0ということですよけれども、国のマニュアルだと、どうも2.6になっているようです。

これらについて、いろいろこの前の条例取り下げから検討なさっていると思うのですが、そういう意味では、この前の9月議会の県の知事の答弁でも、会計年度任用職員の給与制度や水準、これは地方公務員法の職務給の原則や均衡の原則に基づいて決定する必要があるのだというような答弁をしていました。例えば、近隣の魚沼市とか湯沢町なども恐らく確認をしながらこの辺、設定をしていっていると思うのですが、その辺が近隣との均衡が、これはとれたような内容となっているのかどうか。その辺をお聞かせいただきたいと思っています。

最後3点目ですが、この前、提案をいただいた9月議会の取り下げになった条例を見ますと、同じ職種でも市長部局と病院部局では単価が違ったり、昇給に対する扱いが違ったりというようなことで、かなり——例えば市では保健師や看護師、運転士などは両部局で職員は異動までしていたわけですが、同じような資格や職種、そういったところでは、この条例で、今後、規則で定めていくわけですが、その辺の考え方を今度は整理されて、整合性が取れるような方向になっているのかどうか。その3点についてちょっとお伺いをしたいと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 まず私から3番目のことにつきまして、お答えさせていただきます。このことにつきましては先日、組合との交渉の際にもお話をいただきました。その際もお答えいたしましたが、議員のおっしゃるような賃金の違いについては、それぞれ、特に病院においては今までの長い歴史——歴史とってはあれですが、今までの取り巻く状況、環境による違いがあったのだらうと思います。

今回の改正につきましては、詳細は規則で定めるということになりますが、すぐに一本化ということは考えておりません。将来的には一本化したほうがよろしいのではないかと私も考えておりますが、一方で病院につきましては企業会計でございます。1つの独立したある意味、企業として運営をしているわけでございますので、企業会計としての考え方というような判断も一方では成り立つ。なので、すぐに一本化というわけにはいきませんが、今後、両方で検討をしながら、また今後の方向性については進めていければというふうに考えてございます。以上です。

○議 長 総務課長。

○総務課長 まず、1点目のパートタイム職員の移行について合理的に検討がされているかということになるかと思いますが、各所属に今の状態でいいかということで照会をかけているということはお話ししました。それが、では合理的かどうかというご質問ですが、合理的に検討されているというふうに考えております。というのも、それが今の例えばパートの職員7時間なり7.5時間の勤務が妥当かどうかというところで、これがやはりフルタイムのほうがいいということであれば、今の働き方といいますか、時間設定がよろしくないという判断かと思いますが、その辺は現状と同様で、大丈夫でいけるというふうな答えが返ってきているものと判断しています。

続いて、期末手当 2.6 月の考え方についてです。国のほうは 2.6 か月が望ましいということでマニュアルにも出ております。県内の市町村では、多分、先月ぐらいの状況では、恐らく 5 市程度は 2.6 月を採用するというふうに認識しています。当市のように 1.0 月というところはあまりない。2 つぐらいではないかと。また、1.0 月より少ないところも 1 つ程度ではないかというふうに今のところは把握しているところです。

では、これがどうかと、なぜそうなのかということですが、国のほうの財政支援等が潤沢にあるのであれば、2.6 月ということも考えられましたが、今のところそのところも全く不透明でありますし、一般財源で行うということになれば、財政部局とも調整をして 1.0 月でいこうというふうなところでもあります。

また、年収全てをトータルで考えなければいけないというところもありますので、私どもの今の時給 930 円に 2.6 月で支給をすると、若いほうの職員と同等、または期末手当だけを切り取れば、それ以上なところの支給になる可能性もないところでもないというところ、その辺も均衡を考えまして 1.0 月とさせていただいたところでもあります。

また、将来的に 2.6 月へもっていくほうが望ましいという国の判断ですので、今、1.0 月ですが、これが未来永劫ずっとこの率でいくのかというところはまだわからないところでもありますので、その辺も合わせて申し添えたいと思います。以上です。

○議 長 2 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 それでは、まず第 1 点目、総務課長のほうから答弁いただきましたが、国のフルタイムの抑制といいますか、合理的な理由なく短い時間を設定し云々ということですが、総務課長の答弁ですと、現場がそれでその時間で回るのか回らないのか。回るのであれば、というようなニュアンスがちょっと強かったと思うのですが、今度は今までの制度が、全く新しい会計年度任用職員という制度にかわって、新しい制度ができるわけです。その中の格づけ、位置づけということになるわけですから、その中で職種なり職務の内容によって、合理的な理由があれば短時間ということも可能なのでしょうけれども、そういったことを国はマニュアルで言っていると思うのです。そういう立場でどうなのかというのを、もう一遍、確認したいというふうに思います。

それから、1.0 月の問題ですけれども、いろいろ話もございましたが、今の話ですと 1.0 というのは県内でもどちらかというところ下のほうから特殊な例というようなことですが、これはまだ、どうもはっきりしていないというお話ですが、恐らく国のほうで交付税措置がどうなるか、財政措置がどうなるかまだわからないという意味だと思っております。国の交付税措置の扱い等を見ながら、この辺も今後再度、検討していくというふうに受け取っていいのか。そのところもう一度ご確認をお願いしたいと思います。

それから、病院と市長部局の職員の関係です。これについても新しい制度が立ち上がるわけですから、それは職種等によって、部局云々ということではなくて、市長も病院の開設者でもあるわけですから、激変緩和というような意味もあって、総務部長のほうからも、将来的にはこういう体制ではなくて一本化のほうが望ましいとは考えているというお話もいただ

きましたが、そういう意味では激変緩和みたいな考え方も含めて、将来的な展望はあるのかどうか。もう一度ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 順番が前後しますが、3番目の将来的な展望ということでございますが、これにつきましては、この条例のことについて総務課長が申しあげましたけれども、1回つくったらもう二度と変えないという性質のものではございませんので、状況を見ながら、あるいはそれぞれ検討をしながら、みんながいい方向にいけば一番望ましいわけですので、今後とも検討を進めていきたいというふうに考えてございます。以上です。

○議 長 総務課長。

○総務課長 まず、パートタイムとフルタイムの件でございますが、今の職種で、逆に今の勤務状態がよろしくないということであれば、それこそ正当な理由があればフルタイムにもっていけるということだと思います。いたずらに短くするなということとは、いたずらに長くもするなということではないかと判断しています。

では、続いて期末手当についてですが、こちらについては国の財政支援とかがあれば、ではすぐ上げるかということではなく、やはり若い新採用くらいの職員の給与とか、いろいろな状況をトータルで考えて、では、今後上がっていくかということは、あわせて判断していかなければいけないというふうに考えています。以上です。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 そうしましたら最後の総務課長の答弁のところで、1点ちょっとお聞きしたいと思います。近隣の市町ですとか県内の状況もお調べのようですねけれども、最後の職員との均衡等もあるというお話ですが、よそは2.6月でやったり、2.0月あたりが多いだろうというようなお話もちょっといただきました。その辺の市等がどういう判断なり、考え方でそういった運用に進んでいったか、その辺、もし情報がありましたら、ちょっと教えていただければと思います。よろしくお願ひします。

○議 長 総務課長。

○総務課長 県内ほかの市の期末手当の率がどうなっているか、どうしてその率になっているかまでは把握してはおりません。2.6月のところも、うちの時給より安いところがありますので、トータルで考えれば、それだけ差があるかというところについては、そうでもないのではないかとこのふうには考えています。ちょっと蛇足がりましたが、以上です。

○議 長 1番・大平 剛君。

○大平 剛君 1点だけお聞かせ願ひたいと思います。11 ページ、第33条第2項のパートタイム会計年度任用職員の通勤手当です。その月の勤務した日が10日に満たない場合は、その2分の1の額を支給するというふうになっているのですが、これは例えば日割りとかではなくて2分の1ということになっているのは、何か理由があつてなのでしょう。何かそういう、それこそ国のマニュアル、そういう部分でこういう2分の1という額になっているのか、ちょっとそこだけ確認させていただきたいと思います。

○議 長 総務課長。

○総務課長 非常勤職員の通勤手当については、ほぼ正職員のほうの制度に準じているということでこういうことになっています。ほかの市町村では日額で費用弁償の通勤手当を出しているところはかなりありまして、そちらのほうは数的には多いと思いますが、うちの市は正職員と同じような扱いにしたということでございます。以上です。

○議 長 5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 先ほどの質疑の中で、今ほとんどの方がパートタイムだということでお聞きしたのですが、この制度になると一定程度、待遇が改善していくというふうには私に思っているのです。先ほど総務課長のほうから時間当たり 930 円という話がありましたが、パートタイム任用職員制度になると、今度は大分差も出てくるのだと思うのです。時給が平均的には上がる、どの程度上がっていくのか。その辺の計算が出ていたら、ぜひ教えていただきたいということと。

あと、会計年度任用職員の規定ができることによって、本来、正規の職員が担うべき基幹的、恒常的な業務まで臨時や非常勤の職員に置きかえが進むのではないかという懸念があるのですが、その辺をどういうふう考えているのか、ちょっとお聞きします。

○議 長 総務課長。

○総務課長 では1点目でございます。時給がこの制度によって上がるかということですが、ほぼ一緒です。今の時給に当てはまるような給料表の号給に当てはまるという予定になっておりますので、若干、端数処理の関係で上がる方もいらっしゃいますが、ほとんどが現行の時給を維持するというイメージでいいかと思えます。

次ですが、では、この制度で今度は一般職と同じような仕事をあてがわれるのではないかというご質問については、そういうことは、これに紛れてするなということはもちろんでありますので、基本的には同じ、一般事務職でいえば補助的な業務をしてもらうということで予定をしております。以上です。

○議 長 5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 時給はほとんど上がらないと。そうすると、期末手当だけが待遇としては改善されるということの受け止めでよろしいかと思えますが、そこはそれでいいです。

あと、今でも臨時職員がこの間も増えている、そういう傾向がずっとあるわけですね。それが今後これができたとしても、もう進まないのか、その辺の見込みというかはいかがですか。

○議 長 総務課長。

○総務課長 今後の臨時職員の数の推移ということでございますが、この制度によって増えていくというようなことはないかと思えますが、もちろん事業量によってですとかそういった面では増減があるかと思えます。この制度ができたから云々ということはないと考えています。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議長 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議長 長 採決いたします。第 95 号議案 南魚沼市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 95 号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 長 日程第 13、第 96 号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 96 号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてをご説明申し上げます。本議案は、非常勤の特別職である農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬額を改正したいことから、条例の一部改正をお願いするものでございます。

農業委員会法の改正により、南魚沼市農業委員会も平成 29 年 7 月より新制度による委員会体制となりました。この改正により農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進が必須業務となり、さらに担当区域における農地等の利用の最適化の推進のための現場活動を行う農地利用最適化推進委員が新設されました。国では、この活動の支援のため、委員の報酬等の財源として農地利用最適化交付金を設けました。この交付金は、活動日数やその成果実績に基づいて交付されるため、報酬額を月額の基本額と、活動日数、成果実績に応じた加算額に分けた条例を定める必要があります。このため、条例の一部改正を行いたいものでございます。

議案をめくっていただきまして 3 ページ、新旧対照表をお願いいたします。左側、改正案の報酬額のとおり、基本額——月額でございますが、会長は 5 万 2,000 円、会長代理は 3 万 3,000 円、委員は 2 万 7,000 円、農地利用最適化推進委員は 2 万 6,000 円とし、実績加算額——一年額でございますが、18 万円以内で市長が別に定める額としたいものでございます。

この、市長が別に定める額につきましては、最低補償分の交付金額がおおむね決まっております、それに対応して成果実績が標準の場合で月額 8,000 円とし、実績上位で 1.25 倍の月額 1 万円、実績下位で 0.75 倍の月額 6,000 円とする方針であります。

成果実績が標準の場合、月額合計を現行と比較をいたしますと、会長は現行右側の 6 万 500 円が 6 万円に、会長代理は現行 4 万 800 円が 4 万 1,000 円に、委員は 3 万 5,200 円が 3 万 5,000 円に、農地利用最適化推進委員は 3 万 4,100 円が 3 万 4,000 円となり、ほぼ現行どおりの額となります。

2ページにお戻りいただきまして、附則として、この条例は令和2年7月20日から施行する、としたいものでございます。これは現在の委員任期が令和2年7月19日までのため、改選後の委員から施行したいためでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定をいただきますよう、お願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

14番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 今、説明をいただきまして、基本額と実績加算額に分けてということで、実績加算額のほうは標準で月額8,000円、それに活動日数等で1.幾つとか0.幾つとかになるのですけれども、そこら辺は非常に曖昧というか、標準が何であるかというのが、こっちは全然わからないのです。そこら辺のそもそもの標準というのがどうなっているのか。それによってこうなるのでしょうかけれども、そこら辺をもうちょっと詳しくお願いします。

○議 長 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長 この条例は条例としまして、この条例の加算額を決めるために、要綱というのを今、作成中であります。今、要綱については、交付金の額をどのように配分するかということと定めると同時に、委員の任期が来年7月20日からでありまして、日割り計算というのが生じます。交付金は1年を通しての国からの交付になりますので、月割り計算、日割り計算というものが生じますので、そのための要綱というのをいま検討中でありませう。それについては今、法規担当と相談していますが、1月の農業委員会で全員の承認を得て、それから市の告示という形で決めたいということで考えております。

それから、判定基準でございますけれども、それについてはこれから整備する予定でございますが、農業委員の19人と農地利用最適化推進委員の24人を別に配分しまして、それぞれ上位の者が3分の1以内、下位の者3分の1以内、残りが標準ということで配分します。その判定については、委員に1冊のノート、活動記録簿というのを1年間つけていただきます。それを提出いただいたものから、私たちがその活動内容を拾って、点数をつけて、農業委員だったら19人を上位から並べてみると。農地利用最適化推進委員も24人を上から並べて、3分の1、3分の1を配分をして、残りが標準となるということでございます。

それから、この交付金の趣旨が集積活動に関するものと、荒廃農地の発生防止に関するものということになっておりますので、その集積活動に寄与した活動については、配点を高く入れると。また、荒廃農地の発生防止、現地確認等についても、別の基準で点数を積み重ねて、これが交付金は1年分でありませうけれども、4月から12月分を集計して国のほうに報告することになっておりますので、その結果によって順位をつけて3分の1ずつに配分すると、そういう方針になっております。

以上です。

○議 長 14番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 大変細かい算出方法なので、私が1回聞いただけではわからないのですけ

れども、要するに条例は条例として要綱で不平等、不公平がないように活動ノートを書き方とかそういうのも含めて、きちんと活動が管理できるような要綱をつくって、それによって進めると。大雑把に言えばそれでよろしいでしょうか……（何事か叫ぶ者あり）はい、それでいいようです。では終わります。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 今ほどのお話ですと、そのノートを見て私らが、ということですから、事務局が農業委員の活動状況のノートを見て評価をします。そして、その評価は絶対評価ではなくて相対評価だということをお聞きをしたのですけれども。そうすると、農業委員のうち皆さんが頑張って一生懸命取り組んだというと、みんなが頑張っても3分の1は下位になるし、3分の1は中位になる。それを事務局が判断をしますと、こういう考え方でよろしいのでしょうか。

○議 長 農業委員長。

○農業委員長 会長の小野塚でございます。ご答弁させていただきます。今の梅沢さんと先ほどの佐藤さんの答弁ですけれども、先ほど事務局長が説明申し上げましたように、原則的に活動記録簿ということが基本になります。なりますが、例えば集積ということも1つとっても、旧大和地域みたいに土地改良区の中で非常に土地改良事業をするときに集積が進んだ地域と、大巻や六日町地区みたいにまだ土地改良事業が行われていないために、集積が進んでいない地域といろいろございます。また、平場は耕作放棄地は少のうございますし、山地に行けば耕作放棄地は多くございます。

それぞれいろいろな中で活動していただくわけですが、動いたから必ずしも成果があるということは保証できません。ただ、動いたにもかかわらず、成果がないから没にするかという、そういうわけにはまいりません。あくまでも活動記録簿の中で、どれだけ活動をしていただいたかということが、今回の評価のメインになるのだろうというふうに思いますし、事務局のほうにもそのように申し上げております。

それで、先ほど梅沢さんが言われましたように、佐藤さんが言われましたように、できるだけ不公平感がないように。事務局が確かに点数は付けますが、農業委員会役員会がでございます。役員会の中でこれはおかしいのではないかというような指摘も、当然させていただいた中で進めていくべく、次の任期の方々にきちんと申し送り、できるだけ皆様方から不信感の得られないような方法で採点を進めていきたいと思っております。

梅沢さんが言われましたように、事によれば全員同じ額ということもないわけではございません。また、全員が減らされるということもあろうかと思っておりますので、その辺については予算の範囲内でどう動くかということでございますし、その年の交付金の金額も、年によって違ってまいりますので、一律といえども8,000円、1万円、6,000円と言っていますが、必ずしもそうはならない場合もあるということだけは、あらかじめご了解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 96 号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 96 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 14、第 97 号議案 南魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 97 号議案 南魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。本議案は、令和元年 8 月 7 日の人事院の給与勧告等に基づくものでございます。当市は人事委員会を置いていないことから、従来、国準拠により給与改定等を行ってきたもので、今回の給与改定勧告により職員の給料表等、所要の改定のため、南魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正を行いたいものでございます。

人事院においては、民間給与との比較で、本年 4 月分の月例給で 0.09%、387 円。期末勤勉手当は、直近 1 年間の支給実績の比較により、支給月数で 0.06 月、民間が上回っていることから、俸給表及び勤勉手当の支給率を改定するものでございます。

改定の主な内容といたしましては、大学卒業程度の初任給を 1,500 円、高校卒業程度の初任給を 2,000 円それぞれ引き上げ、若年層についても 1,000 円程度の改定で、その他は 30 代半ばまでの職員について平均改定率を 0.1%とするものでございます。

期末勤勉手当は、0.05 月分の引き上げとし、民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引き上げ分を勤勉手当に配分するものとなっております。月例給につきましては、本年 4 月への遡及としており、引き上げ対象者は 401 人、引き上げ総額は約 676 万円となります。期末勤勉手当につきましては、引き上げ対象 926 人、引き上げ総額は約 1,702 万円となり、全職員で平均すると 1 人当たり年額、約 2 万 4,500 円の増額見込みでございます。

議案書をお願いいたします。1 ページ、第 1 条は月例給の引き上げに係る、別表第 1 の改正規定でございます。説明は新旧対照表でさせていただきますので、25 ページをお願いいたします。

25 ページ、新旧対照表第 1 条関係でございます。別表第 1 の (1) 行政職給料表 (1) で

は、大卒初任給でございますと、めくっていただきまして 26 ページの 1 級の 25 号給をごらんください。1 級 25 号給を比較いたしますと、改正後が 18 万 2,200 円、現行が 18 万 700 円、1,500 円の引き上げとなっております。当市、一般行政職の平均給与付近でございます、同じページの 3 級 43 号給、そこから大分下にさがります。真ん中より下のほう、43 号給でございます。同じ 3 級 43 号給では、現行、改正案とも 29 万 9,000 円と引き上げなしであり、その 12 号給上の 3 級の 31 号給、真ん中より少し上でございますが、現行 27 万 8,600 円が改正案では 27 万 8,800 円、200 円、0.07%の引き上げとなっております。したがって、3 級以下の職員について最大 2,000 円の引き上げといえるかと考えております。

続きまして、めくっていただきまして、29 ページをお願いいたします。(2) 行政職給料表 (2) は技能職員でございますが、引き上げなしから 1,900 円の引き上げでございます。

めくっていただきまして、33 ページをお願いいたします。下の表 (3) 公安職給料表は消防士でございますが、同様に引き上げなしから 2,200 円の引き上げとなっております。

めくっていただきまして、38 ページをお願いいたします。38 ページの中央 (4) 医療職給料表 (1) 略とありますが、医師及び歯科医師となっております。独自の給料表のため改定はございません。

次の (5) 医療職給料表 (2) は、各種技師、療法士、訓練士、栄養士などで、行政職給料表 (1) と同様の引き上げとなっております。

次、めくっていただきまして 42 ページをお願いいたします。42 ページ上段 (6) 医療職給料表 (3) は、主に看護師でございますが、引き上げなしから 2,300 円の引き上げで、看護師の大卒初任給で同じページ 2 級の 15 号給を比較いたしますと、現行 21 万 6,400 円が改正案 21 万 8,100 円、1,700 円の引き上げとなっております。

以上、第 1 条関係の施行期日につきましては、23 ページの附則第 1 項のただし書きにおきまして、令和 2 年 4 月 1 日からの施行としたいものでございます。

続きまして、めくっていただきまして 47 ページ下の表をお願いいたします。47 ページ下の表、第 2 条関係は、職員の勤勉手当を引き上げるものでございます。

めくっていただき最後、最終ページ 48 ページの下線部、第 16 条の 8 第 2 項について、まず第 1 号で下線部のとおり支給率を現行から 100 分の 5 引き上げ、100 分の 97.5 にいたします。この施行期日につきましては、附則第 1 項のただし書きで本年度 6 月期の勤勉手当が既に支給済みでございますので、引き上げ分を 12 月期の 1 回分として、令和元年 12 月 1 日からの適用としたいものでございます。

続きまして、48 ページの下の表、第 3 条関係でございますが、今ほど第 2 条で 100 分の 5 の引き上げを 12 月期の 1 回分としております。これを来年からは 6 月と 12 月に均等に割り振る改定でございます。下線部のとおり、第 2 条で引き上げました 100 分の 97.5 を 100 分の 95 の支給率としたいものでございます。

以上、第 3 条関係の施行期日につきましては、同じく附則の第 1 項のただし書きにより、令和 2 年 4 月 1 日からとしたいものでございます。

23 ページにお戻りいただきまして、真ん中より下、下段の附則でございます。第1項の施行期日につきましては、それぞれの改正条項ごとに説明したとおりでございます。第2項につきましては、改正前の条例に基づいて支給された給与は、内払いとする規定で、めくっていただきまして第3項は、規則への委任条項となっております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますよう、お願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第97号議案 南魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と叫ぶ者あり〕

反対の声がありますので、起立による採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第97号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第15、第98号議案 南魚沼市税条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、第98号議案 南魚沼市税条例の一部改正について、ご説明申し上げます。今回の改正は、平成31年の地方税法の一部改正のうち、令和2年1月1日から施行される改正部分について、条例の関係部分を改正するものでございます。

本改正の主な内容は、住民税申告において納税者の申告等の手続きを簡素化するという改正。それから子供の貧困対策としまして、婚姻をしていないひとり親等——これは法律では単身児童扶養者と言っておりますけれども、この方々に対しましても一定の所得以下である場合、非課税とするという法改正がなされたことから、令和2年1月1日以降に提出されます扶養親族申告書について、単身児童扶養者に該当する旨の記載を行うことができるように改正をするものであります。

それでは、新旧対照表でご説明申し上げます。3ページをお開きください。第25条の2で

ありますけれども、これは市民税の申告に関する条項ですが、第6項に地方税法施行規則で定める記載によることができることを追加をすることで、申告書の記載を簡素化できるとする改正であります。

まず、条文中、「所得税法第190条の適用を受けたものを有する者」といいますのは、年末調整を行った人であります。地方税法第317条の2第1項、これは市町村民税の申告でありますけれども、その記載事項のうち法施行規則で定めるものについて、簡素な記載をすることができるという意味の法文であります。

これは具体的には、所得控除に係る金額、社会保険料控除ですとか、生命保険料控除、扶養控除、基礎控除などがありますけれども、これらにつきまして年末調整で適用を受けたもの——もう既に控除の計算を行ってあるものと、市民税申告を行うときにその金額が全く同じであるときは、市民税申告書にはその控除額の合計を記載するだけで済むという改正であります。これまでは各控除項目ごとに、再度それぞれ記載をしていたわけがありますけれども、申告書の様式の中に「控除額の計」を記載する欄を新たに設けますので、そこに合計額だけを記載することで足りるということになります。

この改正は所得税に係る確定申告においても同様に改正されますので、確定申告の様式も控除額の合計欄が記載できるように改正をされることとなります。これは令和2年の申告書から適用されます。

その下ですけれども、第25条の3の2です。これは個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書に関する条項でありますけれども、次の4ページ、第1項第3号で単身児童扶養者についての記載を追加するというものであります。この単身児童扶養者といいますが、その年の12月31日現在において、1つには児童扶養手当の支給を受けている児童の父または母、もう一つは現に婚姻をしていない方、または配偶者の生死が明らかでない方。これは事実上の婚姻関係にあり、婚姻届を出していない方というのは除きます。それからもう一つは、児童扶養手当の対象児童の総所得金額、子供の総所得金額ですが、これが48万円以下であること。これらの条件に該当する方々のこととなります。この単身児童扶養者の合計所得金額が135万円以下である場合は、住民税が非課税となるという改正が行われたものであります。

その下ですが、第25条の3の3、個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書に関する条項でありまして、第1項は前条と同様に市に提出する申告書について、単身児童扶養者についての記載を追加するという改正であります。そのほか、所得税法の改正に伴います条ずれの修正と文言整理を行うものであります。第2項及び第4項は、所得税法の改正に伴う項ずれの修正。

5ページ、第25条の4は、条例第25条の2に第6項が追加をされたことによりまして、項ずれの修正と、文言整理を行うものであります。

2ページに戻っていただきまして、本改正条例の附則であります。第1条は施行期日でありまして、令和2年1月1日から施行したいというものであります。

第2条は市民税に関する経過措置の規定でありまして、第1項は第25条の2第6項で定めた簡素な記載については、令和2年度以降の市民税の申告について適用するという規定。第2項は条例第25条の3の2第1項で定める給与所得者への扶養親族等申告書について、施行期日以後に提出するものについて適用するという規定。単身児童扶養者が非課税となりますのは、令和3年度課税からとなりますけれども、申告書につきましては前年度に提出をする必要があることから、令和2年1月1日の施行ということになります。

第3項は条例第25条の3の3第1項で定める公的年金等受給者の扶養親族等申告書につきまして、同じく施行期日以後に提出するものについて適用するという規定であります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 1点お伺いしますけれども、4ページの第25条の3の3で、「公的年金等の支払を受ける者であつて、扶養親族を有する者若しくは単身児童扶養者」、それから、その下の(3)に「当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合」といいますが、けれども、ちょっとどういう方がそれに該当するのかちょっとよくわからないのですけれども。公的年金等受給者ですから、例えば障がいのある方が年金を受けていますけれども、その方が単身児童扶養者という場合を想定しているのか、ちょっと、この辺がよくわからない。どういふ場合を想定しているのか、ちょっと教えていただきたい。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 具体的にどういう場面でそういう年金を受けている方が、ひとり親で扶養しなければならないという場面かというのは、ちょっと難しいのですけれども、実の親が亡くなって、その年金を受けていらっしゃるその上の世代の方が扶養をしているという場合もあり得るのではないかという気がしますけれども、ちょっと私も勉強不足ではっきりとは、申しわけありません。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 なかなか理解し難いなという、上位法の改正にあわせて条文を整備するわけですから、それにどうかと言ってもあれですけれども。一般的に考えると、最近はお孫さんの教育に関するものを支出しても、それが税額でいろいろな面で控除されるというのも出てきましたので、ひょっとしたら、孫等々をそういうふうに見ていらっしゃる方も、想定しているのかなと思っていたものですから。当局がちょっとわからないのであれば、これ以上はどうしようもないですけれども……。

○議 長 答弁保留で、後ほどよろしいですか。

市民生活部長。

○市民生活部長 ちょっと我々も勉強不足でありますけれども、恐らくそういったひと世代を超えた人が、ひとり親として扶養している場合というのを想定された条文ではないかと

いうふうに思っております。

○議 長 後ほど、市民生活部長から回答をいただければありがたいと思います。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 98 号議案 南魚沼市税条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 98 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 16、第 99 号議案 南魚沼市都市公園条例等の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長 それでは、第 99 号議案 南魚沼市都市公園条例等の一部改正についての提案理由をご説明申し上げます。新潟県都市公園条例が一部改正されましたので、これに倣いまして南魚沼市都市公園条例等の一部を改正するものでございます。

それでは新旧対照表により説明させていただきますので、3 ページをごらんください。第 1 条関係、南魚沼市都市公園条例新旧対照表をごらんください。別表第 2（第 15 条関係）の区分、それぞれの行為に関する使用料金について、改正案のとおりに変更したいものであります。金額につきましては、新潟県都市公園条例に準拠しております。

続いて 4 ページになります。第 2 条関係、南魚沼市駅前広場条例新旧対照表をごらんください。別表（第 10 条関係）の区分、「広場を占有する場合」の金額を、営業用タクシー、営業用バスについて改正案のとおりに変更したいものであります。金額につきましては、JR 構内運送営業制度を根拠としております。

区分、「第 4 条第 1 項の規定により許可を受けた場合」の金額につきましては、南魚沼市都市公園条例と同様でありますけれども、一部、都市公園条例と整合が取れていない部分がありましたので、今回、整合をとりまして改正案のとおりに変更したいものであります。

続いて 5 ページになります。都市公園条例、それから駅前広場条例の一部改正に合わせまして、南魚沼市塩沢交流広場条例の一部を見直し、改正するものであります。第 3 条関係、南魚沼市塩沢交流広場条例新旧対照表をごらんください。別表（第 8 条関係）、1 交流広場電気設備、その下、2 交流広場休憩所、それぞれの使用料を改正案のとおりに変更したいものであります。

2ページに戻っていただいて、附則をごらんください。施行期日につきましては、第1項にありますように令和2年1月1日からしたいものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定いただきますよう、お願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 今、県の公園条例に倣いということではありますが、この額の根拠は何であるか、ひとつお聞きします。私が試算してみると、現行の価格割る1.08掛ける1.1に相当する額というふうに捉えています。いかがでしょうか。とりあえず。

○議 長 建設部長。

○建設部長 金額の根拠につきましては、県条例に準拠ということですが、確かに計算するとそういう額になると、議員がおっしゃった額になると思います。以上です。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 9月の段階では、消費税増税に伴う、という条例改正がありました。今回はその言葉がありませんが、どういった理由でそういう言葉を言えないのか。本来は9月に一緒に出すべきものではなかったのか。そこをお聞きします。

○議 長 建設部長。

○建設部長 おっしゃるとおり、消費税にかかわる部分でございました。大変申しわけありませんけれども、失念していた部分があったということでご理解いただきたいと思います。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 私は、第99号議案 南魚沼市都市公園条例等の一部改正について、反対の立場で討論に参加させていただきます。

先ほども述べましたが、9月議会では「消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例」として、消費税増税による手数料使用料の改定がありました。私たち日本共産党は、市民生活を直撃すると反対をしたものであります。今改正は、本来9月議会と一緒に諮るべき議題ではなかったかと、今、答弁をいただいたところであります。

要するに、今回の改正では消費税増税の文言がありません。内容は消費税増税相当額の改正であります。そもそも消費税は預かり金と言われていまして、課税業者は仕入れに関する消費税を控除し、納付する仕組みになっています。非課税業者の益税の論議はあったことは皆さんもご承知だと思いますが、その方々は営業所得に反映をするものであります。市は課税業者でしょうか。市は便乗値上げと言われても弁解の余地がないのではないのでしょうか。

市民がこのたびの10%への増税で負担増になっているときに、納付義務のない市が便乗し

て公共料金の値上げをしなければならないのでしょうか。消費税増税の実態を把握し、市民のゆとりが関知できたならば、その時点で改定の余地もあろうかと思いますが、市民生活を守る立場からこの条例改正には反対であります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

1 番・大平 剛君。

○大平 剛君 原案に賛成の立場から討論に参加させていただきます。大平でございます。

先ほどの反対者の発言に1点ちょっと疑問に思う点がございましたので、こちらに立たせていただきました。今回、消費増税に対する値上げということで、それ自体は多分、間違いではないと思います。ただ、1点だけ申し上げますと、第2条を見ていただきますと、安くなっている部分もちゃんとございますので、必ずしも全てにおいて消費増税に対する反応ではございません。それをもって全てが消費増税というのは、やはりいささかおかしいのではないかと思います。それぞれの条例、特に県も含めまして、勘案した上でこのように市のほうで決断をして行ったものと私は理解しております。

よって、これが必ずしも消費税の便乗値上げと言われるようなものではなく、また、市内部における、また県内の各自治体とのすり合わせも含めてこういったものになったのではないかと、私は推察する次第であります。

確かに一部、市民生活においてこれが多大な影響が出るものでありましたら、私も反対に回るのはやぶさかではございませんが、中身を見ると、そうとは私は思えないものでございます。よって、これらの値上げもやむを得ないものと考え、賛成にあたるものでございます。議員各位の賛成をお願いしたいと思います。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第99号議案 南魚沼市都市公園条例等の一部改正について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第99号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 ここで休憩といたします。再開を3時10分といたします。

〔午後2時49分〕

○議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

〔午後3時10分〕

○議 長 日程第 17、第 100 号議案 南魚沼市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

消防長。

○消 防 長 第 100 号議案 南魚沼市火災予防条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。違反対象物の公表につきましては、現在、消防法令の規定により消防機関が命令を行った場合に、違反対象物への命令内容の公示が義務づけられております。しかし、公示に至るまでの間、建物の危険性に関する情報が、利用者に提供されない状況にあります。今回の一部改正は、重大な消防法令違反の防火対象物について、利用者に建物の違反の情報を早期に公表するとともに、建物の関係者に違反の是正を促すようにするための改正でございます。

3 ページをごらんください。新旧対照表でご説明いたします。現行の条例の第 48 条以下の条を繰り下げ、第 48 条に「防火対象物の消防用設備等の状況の公表」に関する条文を新たに加えるものです。

第 48 条第 1 項は、防火対象物を利用する方が、安全な建物かどうかを判断できるように、違反内容を公表することを規定しています。

第 2 項は、公表するとき、建物の関係者に事前に通知することを規定しています。

第 3 項は、違反の内容や公表の手続きなどについては、火災予防条例施行規則に定めると規定しております。

資料はございませんが、火災予防条例施行規則に定める内容について、ご説明いたします。まず、公表の対象となる対象物は、消防法施行令、別表第 1 に掲げる防火対象物のうち、消防法に規定する特定用途防火対象物が該当となります。具体的には、不特定多数の方が利用する、飲食店、スーパーマーケット、ホテル、病院、避難が困難な方が利用する社会福祉施設などでございます。

公表の対象となる違反ですが、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備の設置義務があるにもかかわらず設置していない建物が該当します。

公表する事項ですが、建物の名称、所在地、具体的な違反の内容を公表いたします。公表までの手続きとして、立入検査を実施し、公表に該当する違反があった場合は、立入検査結果通知書で建物の管理権原者に通知し、14 日を経過してもなお是正されない場合に公表いたします。公表する方法として、南魚沼市のウェブサイト上に掲載し公表いたします。

戻りまして 1 ページの附則をごらんください。施行期日は令和 2 年 4 月 1 日としたいものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

12 番・鈴木一君。

○鈴木 一君 この条例ができるということで急遽、査察で、ある程度違法な建物を指導

してきたのか。もう、この条例ができる前に、違法な施設であるというのを見逃してきたのか。その辺、見逃してきて是正命令は出ていなかったのかということ。それと市内にどれぐらいの違法な防火対象物というのがあるのか。それと14日間で是正と言いますけれども、それが是正できないものも多分あるかと思います。

消防長もご存じだと思いますが、うちのほうで親から継いだ旅館が違法状態であったのを全く知らなくて、屋内消火栓の設備についても全く知識がなかったのですが、ことし突然ここを切り離せと言われて大変びっくりした事例があったのです。その辺、消防が違法をわかっていて毎年の査察できちんと是正命令を出していたかどうかと、その猶予期間。それと何軒ぐらいあるのか、ちょっと教えてもらえればと思います。

○議 長 消防長。

○消 防 長 まず、違反の有無を承知していたかどうかというところでございますが、毎年、特定防火対象物、旅館関係ですけれども、定期的に査察、立入検査に行っております。その際に、一通り建物の消防設備から防火管理について検査をいたしまして、不備があれば指摘をするということで毎年やっております。

指導の内容でございますが、特にそういう消防設備に関しては厳しい指導をしております。一定期間、是正がなされない場合については、指導書というものを発行して、何月何日、いついつまでとにかく直しなさい、という指導をしております。その指導によっても直らない場合については、今度は警告書というものを出して、さらにまた時間をかけて指導をしていると。

先ほど冒頭に申し上げました公示に至るまで、非常に1年以上かかるという手続きを踏む関係もございまして、なかなか危険がある建物でも、一般の方々はそれが理解できない、わからないというところで、今回、こういった条例を制定するに至りました。

市内のほうの違反の対象物の状況でございますが、意図的に違反をしているという意識のないままに営業されている方がいらっしゃいます。例えば木造住宅との接続、鉄骨づくりとそれから木造の建物を接続したことによって、全体の面積が一定面積に達して屋内消火栓の設置が発生すると。あるいは自動火災報知機も同様に、今までは義務がなかったのけれども、建物の簡易的な増築や、それから別棟との接続等によって違反が——違反といいますか、そういった義務が生じると、そういった不注意的なもので違反が生じているというものが、結構多いような気がしております。

あと詳しい違反の内容については、予防課長のほうからまた説明をさせます……（何事か叫ぶ者あり）数については、市内8軒でございます。

○議 長 12番・鈴木一君。

○鈴木 一君 12軒ぐらいというと何か少ないなという気がしましたけれども……（何事か叫ぶ者あり）18軒、8軒。非常に少ないなと思って。でも、この条例ができる以前からそういう指摘——悪質なものは多分そうであろうと思いますけれども、今回のうちのほうの事例だと、全然オーナーが知らないで700平米を超えていて、急にやってくださいと。当然

やらなければいけないことですが、そういう猶予というものがある程度あるのかなど。それ以前の査察で、これを指摘していたのかというのも、ちょっと不思議でならないのですけれども、いかがでしょうか。

○議 長 消防長。

○消防長 査察については、大体毎年行っておるのですけれども、今、ご指摘のように、時々そういう見落とし的なものもございました。今、議員のご指摘の対象物については、恐らく職員のちょっと見逃しがあつたのかなということがございます。

そういったことがないように職員も見る目を養うということで、予防技術検定というところできちんとした、落ちがないような査察ができるように、資格の取得も今、目指しているところでございますので、よろしく願いいたします……（何事か叫ぶ者あり）猶予。この消防用設備の——火をとにかく早く発見する自動火災報知機、それから屋内消火栓スプリンクラーにつきましては、14日です。ほかの防火管理関係、あるいは設置されているけれども一部の設備が悪いといった部分については、従来どおりやはり2週間とか3週間と、そういった経過をみながら指導書を発行し、ゆっくりと是正——ゆっくりというわけではございませんが、適時、指導してまいる予定でございます。以上です。

○議 長 21番・牧野晶君。

○牧野 晶君 ちょっとずれたことを言うかもしれないのですけれども、南魚沼市の条例ということですが、私は昔のこれと似たような事例で、ちょっと聞いてみたいのが、例えばうちの消防は湯沢町ともなっているわけではないですか。湯沢町と南魚沼市で対応が違うと、何で南魚沼市は厳しいのだというふうな話も出てくるわけです。湯沢町に関してはどういふふうな対応をとっていくのか、というのをちょっと私は聞いてみたいのです。そうしないと、同じ消防なのに対応が違うということだと、ううん、というふうにも思うし、要はこっちが親というか本体でもあるけれども、それだとつじつまが合わなくなるので、ちょっとその対応だけ聞かせていただければありがたいです。

○議 長 予防課長。

○予防課長 牧野議員のご質問にお答えします。湯沢町はご存じのとおり、南魚沼市に業務委託で消防業務をやっておりますので、南魚沼市の火災予防条例が全部適用になりますので、同じ対応でやっています。以上です。

○議 長 21番・牧野晶君。

○牧野 晶君 先ほど12番議員のときは8軒、そういう対象があると言っていましたけれども、では、湯沢町は何軒あるのかとか。また、きちんとそれに対応していけるのかどうか。そういう点も私は聞いていきたいと思うのですけれども。

○議 長 予防課長。

○予防課長 湯沢町の状況でありますけれども、今現在ちょうど、秋の予防査察を実施しております、ちょっと違反の内容が多いのかなという気はしています。それで、条例改正の目的も公表することが目的ではありませんので、法令の内容をご理解いただいて、是正しい

ただいて、利用者、営業する方が安全に利用してもらうことが目的ですので、趣旨をご理解
いただいて継続的に指導していきたいと思っています。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 100 号議案 南魚沼市火災予防条例の一部改正につい
ては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 100 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 18、第 101 号議案 南魚沼市一般職の任期付職員の採用等に関する
条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 101 号議案 南魚沼市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改
正についてをご説明申し上げます。本議案も人事院による給与改定に関する勧告に基づくも
のでございます。

高度の専門的な知識経験、または優れた見識を有する方が、その有する当該高度の専門的
な知識経験、または優れた見識を、一定の期間、活用して遂行することが特に必要とされる
業務に従事させる場合の——具体的には公認会計士や弁護士等を想定しておりますが、その
「特定任期付職員」の給料表の改正と、令和 2 年 6 月以降の期末手当の支給率を改正するも
のでございます。

改正の内容につきましては、めくっていただきまして 3 ページの新旧対照表でご説明いた
します。第 7 条は、第 1 項で特定任期付職員の給与の特例について、給料月額を改正案の下
線部のとおり、1 号給で 1,000 円引き上げに改めるものであります。

第 8 条では、市職員の給与に関する条例の適用除外等の、第 2 項中の期末手当の支給率を、
6 月と 12 月ともに 100 分の 167.5 から、100 分の 170 に改めるものであり、これにより年間
の計は 3.35 月分から 3.4 月分になるものでございます。

1 ページに戻っていただきまして、附則でございます。現在、特定任期付職員については、
採用はありませんので、遡及適用は行わず、附則といたしましてこの条例の施行を、令和 2
年 4 月 1 日からとしたいものでございます。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定いただきますよう、お願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 101 号議案 南魚沼市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 101 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 19、第 102 号議案 南魚沼市地下水の採取に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長 第 102 号議案 南魚沼市地下水の採取に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。今回の改正は、これまで条例上と規則上で規定をしておりました許可基準等について、申請者にとりまして、よりわかりやすい表現となるように、別表の記載内容を変更するものであります。基準そのものに大きな変更点はございません。

それでは、新旧対照表でご説明申し上げます。3 ページ、別表第 2（第 8 条関係）、消雪用井戸の許可水量算出方法の基準であります。水中ポンプの能力を決定する際に、どれだけの水量が必要であるかを算定するための基準であります。まず、雪を消さなければならない面積、消雪面積を求め、その面積に 1 平方メートル当たりの必要散水量、毎分 0.45 リットルを乗じて許可水量を算出するわけではありますが、条例におきましては、その基本となる考え方としまして、建物の建築面積に一定率を乗じて消雪面積を求める方法を規定しておりました。

しかし、建築面積が明確に算出できない場合には、GIS 等を利用して、建物の屋根面積、これは水平投影面積という言い方をしますが、これに一定率を乗じて消雪面積を求める方法も、これは次善の策として認めてまいりました。

このことは条例の施行規則にその詳細を規定しておりましたが、実際の申請案件を見ますと、新築以外の場合は、ほとんどが屋根面積（水平投影面積）から算出しておりまして、申請者のほうから、その方法が条例上に規定されていないことについて、改善を求める声が多くありました。

改正案の右から 2 列目、消雪面積の欄に建築面積掛ける一定率、これに加えまして水平投影面積掛ける一定率の基準を併記するという改正であります。

建築面積は柱の芯芯で計算をする面積でありますので、屋根面積（水平投影面積）の方が

大きくなります。したがって、乗じる一定率は水平投影面積の方が小さくなっておりま
す。いずれの方法でもほぼ同じ面積となるものと考えております。

また、現行の表の区分、この一番左側の列でありますけれども、これが改正前におきまし
ては、「住宅用地内の建築物」、それから「事業所用地内の建築物」、それから「駐車場及び事
業所用地内の建築物を除く範囲」、この3区分としておりましたけれども、建築物以外の通路
や駐車場、また、その他どうしても消雪しなければならない面積について、これらの適用関
係がわかりづらいという指摘がありました。

そこで、改正案では、まず全体を住宅用地と事業所用地に区分をします。それぞれにおい
て建築物とそれ以外の通路、駐車場等について区分を設けるという規定といたしました。住
宅用地については、建築物の規定のほかに「乗り入れ通路等」の区分を設けまして、現行条
例の——次のページの4ページのほうに記載をしておりますけれども、備考の第4項に規定
をしておりました、乗り入れ通路等の考え方を、表の中に取り込んでおります。

現行条例では、「建築物と公衆用道路との間」というような、かなり限定的な規定となっ
ておりましたけれども、実例を重ねる中で、必ずしもこのような場合だけではなくて、家の脇
であるとか、少し離れた場所とかでもどうしても消雪をしなければならない事情が認められ
る場合があるということから、あまり限定的な言い方ではなく、乗り入れ通路等という表現
としております。

しかし、これが恣意的に消雪面積が拡大されて解釈されるということがないように、4ペ
ージの改正案のほうですが、備考の第4項「住宅用地の乗入れ通路等は、消雪を行えないこ
とにより著しい不利益又は不具合が生じると市長が認めた場合に限り、消雪面積に加算する
ことができる」という限定規定を置くことにいたします。実務上は、その場所を消雪しなけ
ればならないことを示す理由書を添付していただきまして、それに基づいて審査をすること
になります。

3ページに戻っていただきまして、事業所用地につきましても、建築物の規定のほかに、
「建築物を除く範囲及び駐車場」の項を設けまして、当該面積に0.8を乗じて算出するとい
う規定を置きます。事業所用地に係る規定であることを明確化したことから、4ページの現
行条例の備考の第5項が不要になりまして、これを削るということになります。

2ページに戻っていただきまして、本改正条例の附則であります。改正後の条例は、公布
の日から施行したいとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますよう、お願い申し上げま
す。

○議 長 質疑を行います。

15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 市民生活部長は、この一部改正について申請者にわかりづらいので直すと、
こういうものであります。この地下水の採取に関する条例、改正のときにも申し上げまし
た。地盤沈下という公害をどう解消するのか、そういう最も重要な視点が欠けていると、私

は反対をしたわけです。ですけれども、この地盤沈下という公害をどう解消するのかということについて、この改正によってどういうふうに解消できるのですか。

○議 長 趣旨が違うような気がします。寺口議員、趣旨が違いますので。

○寺口友彦君 だから、この改正によってどういうふうに解消するのか、それだけ聞きたい。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 今回の改正につきましては、申請をされる方、これは地盤沈下の重点区域、あるいはその他区域、通してでありますけれども、同じ手続を踏んでいただくわけがありますが、通して、申請をする際の手続の問題であります。それをわかりやすくするという内容でありまして、地盤沈下に対する対策、防止の考え方そのものは、条例そのものが持っております。その基本的な考え方、規制のあり方については変更がない。今までどおりということでご理解をいただきたい。

○議 長 21番・牧野晶君。

○牧野 晶君 非常にわかりやすくなったという点で、私もこれは評価しています。私の周りでも井戸を掘っていった人も何人かいて、本当によかったなというふうなものであります。でも、実害というのではないというふうに私は把握しているのですが、今のところ想定範囲内——ああいう声もあるので、せっかくなので私は確認したいという点もあります。

あと、それと同時に、例えば、吐出口径がありましたよね。私は今、何ミリだったかは覚えていないのですけれども、例えば今まで使っていたのが40ミリだったけれども、井戸が壊れたから、ポンプが壊れたから入れかえするということになる、新しい計算式になるわけです。そうすると吐出口径に合った地上の上まで、例えば80メートルのパイプとか、それかえなければいけないとかという決まりなのです。

そういうのも、それをしてしまうと、例えばポンプをかえて、上に揚げる揚水管でもかえてということで、今の条例の規制だと、ただポンプをかえるだけでも40万円や50万円の見積もりになってしまうのです。それだと財布に優しくない、こういう点もわかりやすく条例を変えるときに、変えればよかったのではないのかなと私は思いがするのですが。

2点、まだ変えるところがあるのではないですかと、もう一点は問題ないのですよねという点の確認です。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 地盤沈下そのものにつきましては、毎年3月に公表しておりますけれども、雪の降り方にこれはよるわけですが、我々が想定をしていた範囲の中で収まっております。また、住宅の傾き具合ですとかも調査を続けておりますけれども、あるいは下水道の管の状態ですとか、これも継続して調査をしております。今のところ目立った変化は見られておりません。我々の想定した中で動いているという感じがいたします。

それから、2点目でおっしゃっているのは揚水管の口径ですよね。これも議論があるところでありまして、条例上、最初の改正条例の中で、揚水管の口径も規制の対象にしたわけで

あります。といいますのは、ポンプの口径、吐出口径だけでなく揚水管を広げてしまうと、余計に水が揚がってしまうということが言われたわけでありまして。実際にポンプ屋さんにもいろいろ聞いてみました。その実験の数字というのもあまりないのですけれども、業者さんによっては水量が増えるでしょうということもありますし、業者さんによってはあまり変わらないでしょうということもあります。

揚水管まで全部変えなければいけないかどうかということについては、議論のあるところではあります。これも条例改正の次の段階での項目に上がってくるのかと思いますけれども、我々が安易にこれを無制限にしたいくはない。

といいますのは、揚水管で狭くて一番支障が出るのは、32ミリなのです。32ミリが狭すぎて、中が詰まってしまうことがある。50ミリぐらいになると、ほとんどその影響はない。その取りかえるのにお金がかかるという点については、それはずっと疑問は残るかも知れませんが、水量が増える、増えないの問題については、32ミリが40ミリになってもあまり変わらないのではないかとすることは、今、考えているところです。

その点について限定的に揚水管の口径を考え直すということはあるかも知れませんが、今現在50ミリが入っているから50ミリを使わせてくださいということは、我々はこの条例の中では今現在認めることはできないだろうと。それはポンプの能力以上に水量が増えてしまう危険性があるというふうに、我々は今の段階では考えております。

以上です。

○議 長 1番・大平剛君。

○大平 剛君 1点だけお聞きしたいと思っております。こちら4ページのほうですけれども、「住宅用地の乗入れ通路等は、消雪を行えないことにより著しい不利益又は不具合が生じると市長が認めた場合に限り」。これは今、どういう場合ですかということ、多分、なかなか答えづらいと思っておりますので、これを毎回、その申請ごとに審査をしていくという感じですか。何らかの一定の基準というか、何かを設けるのですか。その辺をちょっと確認したいと思っております。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 毎回といいますか、こういう例が出てくるのは、非常にまれであります。大概、この六日町の市街地の中だと、屋根面積掛ける一定率でもって、大体敷地面積になる例が多いのです。ただ、ちょっと離れた場所に駐車場を持っていますとか、共同設置をして、1軒置いた隣にあるのですとか、ということがあり得るわけです。そういう場合は非常にまれでありまして、実際にどうなのか現地も確認した上で、我々は審査をさせていただくことが必要になるかと思っております。そういう案件が非常に少ないのですけれども、ありましたら、その都度、審査をさせていただくという形になろうかと思っております。

○議 長 1番・大平剛君。

○大平 剛君 丁寧な説明をありがとうございます。本当に今、言われたとおり、そういう場面が少ない六日町地内、特に重点地域では少ないのかもしれませんが、意外に大和地域

とか、割と郊外と言っては失礼ですけれども、私のところもそうですが、山の近くに行くと、そういう場面も多々あるものです。そういうところをきちんとどういうふうにやっていくかというのだけは、よく——それでやはり審査が、出して許可をもらったのだけれども、ちょっとそれまで時間がかかったという話もいくらか聞いていますので、できるだけそういうのが早目にできるような、そういう考えはあるのかどうか。最後にそれだけお願いします。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 重点区域につきましては、規制が緩和されたという意識のほうが大きいので、あまり大きな苦情はないのですけれども、やはりその他区域、今まで規制がなくて届け出だけで済んでいたところにつきましては、面積まで全部計算をして、水量を出してという、まずその手間が必要になってきます。これが大きな負担になっていることは、我々もそれは重々承知をしております。

おっしゃったように、我々の住んでいるところの周りでは、結構、飛び飛びでもってあったり、広い面積を消していたり、配管がもう全部してあったりということで、それを全部取りかえなければいけない。これはほとんど不可能ですという事例もあります。

ただ、我々としては条例上、全地域にこの考え方、規制の水量の考え方、これを適用させている以上、計算だけはしなければならぬ。面積がどれだけあって、それがなぜここまで消さなければいけないのかという理由をきちんと教えていただきたい。それを教えていただいた上であれば、我々もその他区域についてはそれほど細かいことを言うつもりはないのですけれども。ただ、何も根拠がなくて、例えば50ミリにしたいとか言われても、我々もそれは許可は出せなくなってしまう。

条例は全地域を対象にしておる関係上、最低限、その計算と理由がそろっていなければならぬ。これは時間がかかるかもわかりませんが、貫かせていただきたいということでございます。我々もできるだけ早くやりたいと思っておりますけれども、その数字、あるいは理由書が出てこないといふことも我々も審査ができないという事情がございます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第102号議案 南魚沼市地下水の採取に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論に参加するものであります。先ほどの質疑でもありました。市民生活部長は、申請者にわかりづらいので表現を直すと。地盤沈下という公害をどう解消するかという、この考えについては変わっていないという、そういう説明がありました。

この地下水採取条例の全部改正は、平成29年9月4日に提出をされたものであります。当時、18対7という表決で成立をしたものであります。そもそも、旧六日町の地盤沈下区域、今は北辰区、美佐島区へ若干伸ばし、重点区域というふうに呼ばれておりますけれども、平

成2年に調査が行われ、この旧地盤沈下区域内で地下水のくみ上げをやめない限り、地盤沈下は収まらないと、そういう報告をいただいております。

そして、合併後の平成18年、実際にどれぐらいの地下水をくみ上げているのか、その量についても調査をお願いし、報告もいただいております。その中でも、冬季、この地盤沈下区域内、最低限でも500万トンを下回るようにしなければ、地盤沈下は収まらない。こういう報告が出てきたわけです。そのとき、この平成29年9月4日の全部改正については、こういうような報告を覆すような調査が行われていない、そういう理由で私は反対をしたわけであります。

この地盤沈下区域内での空洞化ということも議論をされました。しかしながら、旧六日町において、都市計画ということをしちんとされて、地下水に頼らない雪処理、このことがきちんも行われる、このことが大事だったわけであります。そのことを差し置いて、個人の財力に合わせた井戸掘りによって、何とか雪処理をお願いしたいという考え方で、果たしてこの六日町中心市街地の生活環境ということで、市が本気に取り組んでいると言えるのだろうかということであります。

今回は表現の改めでしかないと言われても、その根底にあるこの地下水採取の条例改正の基本的な考え方、地盤沈下という公害をどう解消するかという、このことが改まっていないというのであれば、賛成はできないものであります。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第102号議案 南魚沼市地下水の採取に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第102号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第20、第103号議案 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第103号議案 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、ご説明申し上げます。本議案も地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行されることに伴い、関連する11の条例の一部改正、2つの条例の廃止を行いたいものでございます。

今回の法改正の内容につきましては、第 95 号議案 南魚沼市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてで説明を申し上げたとおりでございます。

めくっていただきまして 7 ページの新旧対照表をお願いいたします。第 1 条関係は、南魚沼市交通安全の確保に関する条例の一部改正で、「南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例」の一部改正により、交通指導員は非常勤特別職に該当しなくなるため、左側、改正案下線部のとおり「会計年度任用職員」とし、あわせて整理をするものです。

下の表、第 2 条関係は、南魚沼市職員定数条例の一部改正で、臨時的任用職員の定義が厳格化されることに伴う改正で、左側、改正案下線部のとおり、「期間を定めて雇用されるもの」を「臨時的に任用される職員」としたいものでございます。

めくっていただきまして 8 ページ、第 3 条関係は、南魚沼市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正で、報告・公表対象に、フルタイム会計年度任用職員が追加されることに伴い、左側、改正案下線部を追加するもので、「法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員」は、フルタイム会計年度任用職員となっております。

中段の表は、第 4 条関係、南魚沼市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正で、会計年度任用職員の任期が一会計年度限りとされていることに伴い、左側、改正案下線部を追加するもので、休職の期間の適用範囲を会計年度任用職員の任期の範囲内としたいものでございます。

下段は第 5 条関係、南魚沼市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正で、減給の効果にパートタイム会計年度任用職員に支給する報酬を加えることに伴い必要な改正で、左側、改正案下線部のとおり追加をするものでございます。

9 ページ、第 6 条関係、南魚沼市職員の育児休業等に関する条例の一部改正で、第 7 条、第 8 条では、左側、改正案下線部を追加するもので、会計年度任用職員を除く規定を追加するものです。

めくっていただきまして 10 ページをお願いいたします。真ん中より少し上、第 21 条の下線部分は、第 7 条に括弧書きを加えたことに伴う改正となっております。

第 23 条の下線部は、南魚沼市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定に伴い、育児部分休業をしている職員の給与の取り扱いに会計年度任用職員の規定を追加するものでございます。

11 ページ、第 7 条関係、南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正で、非常勤特別職の任用の厳格化により、条例から職名及び金額を加除するものでございます。右側、現行欄の第 4 条第 5 項で市税収納嘱託員を削除。別表第 2（第 4 条関係）では、行政区長、地域審議会委員、山岳遭難救助隊員を削除。都市計画審議会臨時委員を追加となっております。

めくっていただき 12 ページ、上から 2 行目でございます。青少年問題協議会専門委員、2 行下のスポーツ推進審議会臨時委員を追加。2 行下、子ども・若者育成支援センター運営委員会委員は削除。2 行下、いじめ防止対策等に関する委員会臨時委員を追加。2 行下、いじめ問題調査委員会臨時委員を追加。2 行下、地域行政区長代表を削除。3 行下から、学校歯

科医、学校薬剤師、学校運営協議会委員、学校評議員を追加。2行下、保育園嘱託歯科医を追加。2行下、交通指導員を削除。2行下から、図書館協議会委員、民生委員推薦会委員を追加。

次の13ページ、最初の行、市税収納嘱託員を削除。2行下、付記3の山岳遭難救助隊員の報酬に係る規定を削除、となつてございます。

下の表は、第8条関係、南魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正で、第20条で、会計年度任用職員の給与について別に条例で定めるとするものでございます。

めくっていただきまして14ページ、第9条関係、南魚沼市職員の旅費に関する条例の一部改正で、左側改正案のとおり、第1条に会計年度任用職員を加えるものでございます。

真ん中の表、第10条関係、南魚沼市上下水道部職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正で、左側改正案のとおり、現行で「非常勤職員等の給与」を定めていた第23条を、「会計年度任用職員の給与」とし、第1項第1号では、パートタイム会計年度任用職員について、第2号ではフルタイム会計年度任用職員について定め、第2項では、給与の基準について、南魚沼市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を準用するとしております。

15ページ、第11条関係、南魚沼市病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正で、内容は今ほど説明いたしました第10条関係と同様でございます。

5ページに戻っていただき、中央の第12条では、南魚沼市行政区長設置条例と、南魚沼市山岳登山の安全保持に関する条例を廃止する改正で、非常勤特別職に該当しなくなるためでございます。

附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行するのとしてまいりまして、

以上、説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますよう、お願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第103号議案 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、原案のとおり決定するこ

とにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 103 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 21、第 104 号議案 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 104 号議案 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、ご説明申し上げます。本議案は令和元年 6 月 14 日に、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたため、関係する条例を改正したいものでございます。

今回の改正は、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として行われ、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等を資格・職種・業務等から一律に排除する規定等、いわゆる欠格条項を設けている制度について、心身の故障等の状況を個別的・実質的に審査し、必要な能力の有無を個別に判断する、個別審査規定へ適正化するとともに、所要の手續規定を整備するもので、これにより関係する法律が改正されました。この議案では、法改正により改正が必要な条例の整備を行いたいものでございます。

それでは、めくっていただきまして 3 ページの新旧対照表をお願いいたします。第 1 条関係は、南魚沼市職員の給与に関する条例の改正でございます。第 16 条の 5 第 1 項で、右側の現行から、下線部の「、若しくは地方公務員法第 16 条第 1 号に該当して同法第 28 条第 4 項の規定により失職し」を削除いたします。地方公務員法第 16 条は欠格条項でございますが、「職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができる者」の欠格事由から 第 1 号の、「成年被後見人又は被保佐人」が削られることに伴い削除をするものでございます。その下の第 16 条の 5 第 4 項では、「、若しくは失職し、」を同じ理由で削除いたします。

めくっていただきまして、4 ページから 5 ページ上段まで、いずれも同様に下線部を削除いたします。

5 ページ中段からは、第 2 条関係で、南魚沼市病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の改正で下線部のとおり、「、若しくは地方公務員法第 16 条第 1 号に該当して同法第 28 条第 4 項の規定により失職し」を削除するもの。めくっていただきまして 6 ページは、第 3 条関係、南魚沼市上下水道部職員の給与の種類及び基準に関する条例の改正で、同様に「、若しくは地方公務員法第 16 条第 1 号に該当して同法第 28 条第 4 項の規定により失職し」を削除するもの。

6 ページ下段からは、第 4 条関係、南魚沼市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の改正で、第 4 条欠格条項から、第 1 号の「成年被後見人又は被保佐人」を削除し、第 2

号を第1号に、第3号の下線部、「免職」を「懲戒免職」に改め、号を1つずつ繰り上げるものでございます。

7ページ、第5条関係は、南魚沼市地下水の採取に関する条例の改正では、第18条第2項第3号で、現行の「ア 成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ない者」を改正案では2つに分け、「ア 精神の機能の障害により井戸の設置工事等の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」「イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」とし、さらに必要な整理を行うものとなっております。

2ページに戻っていただきまして、下段、附則として、この条例は令和元年12月14日から施行するをしたいと思います。これは、地方公務員法の施行期日としたいためでございます。

以上、説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますよう、お願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第104号議案 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第104号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第22、第105号議案 南魚沼市農産物・特産品直売所の指定管理者の指定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長 第105号議案 南魚沼市農産物・特産品直売所の指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。直売所につきましては、令和2年3月31日をもって指定管理期間が満了となりますので、次期指定管理者を指定するもので地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案1ページをごらんください。名称は南魚沼市農産物・特産品直売所。指定管理者に指定する団体は、南魚沼市美佐島1834番地1、みなみ魚沼農業協同組合、代表者、代表理事組合長小倉一男であります。指定の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5

年間です。

指定管理者候補団体の募集及び選定の経過について、ご説明いたします。まず、指定管理者の候補者の選定につきましては、指定管理者選定審議会の審議により、公募により選定したもので、8月1日号の市報及び市のホームページに掲載して、8月1日から9月13日までの約1か月半を期間として募集したものでございます。8月20日に指定管理者募集の説明会を行い、2団体から参加がございました。最終的にこの説明会に参加された2団体から申請があり、その後、申請2団体によるプレゼンテーション、あるいは書類審査を経て、選定審議会から答申がなされ、指定管理者候補団体の選定を行って、今回の提案に至ったものでございます。

申請された2団体につきましては、それぞれの得意分野を生かした管理計画となっており、2者ともに魅力ある部分、あるいは課題となる部分を有しておりましたけれども、全体的な指定管理業務を評価する中で、今回提案のみなみ魚沼農業協同組合を候補者として選定を行ったところでございます。

4ページ以降に資料として、候補者団体の直売所の事業計画及び収支計画が添付されていますのでごらんください。4ページには、指定管理の基本方針及び施設の概要等が記載されております。条例に定める設置目的の達成のために効率的な運営をするということになっております。

5ページの3 業務内容につきましては、維持管理業務、事業運營業務に分かれています。次の4 事業計画、5 指定期間については記載のとおりであります。

6ページは収支計画、団体の概要となっております。収支計画の収入であります、市からの指定管理料360万円は、公衆用トイレ、情報提供施設、休憩交流棟に関する電気料、上下水道料金等の維持管理費相当額から算出しているものです。支出においてはそれぞれの経費を記載しています。業務仕様書では、総収入から総費用を差し引いて利益が生じた場合、利益の30%を上限として、本市に還元できる割合について、事業計画書の中で提案することになっており、支出の最後の雑費949万円の中に、30%分として約890万円の利益還元金が含まれております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

20番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 今のこの6ページで言いますと、かなり利益が出ていますので、直営でやってもいいのかなというふうに普通には考えるのですけれども、今、30%という決めがあるということで、これはもう利益の中の30%ということですよ。だけれども、普通、売り上げからというのが大概借りるときの——普通、大概そうなのです。なので、もっとこれは市に還元されてもいいのではないかとというふうに思うのですけれども、その辺をやはり4月までにもっと詰めるべきではないか。

今、30%で決めている理由というのがわからないし、今、売り上げが8,400万円となっていますけれども、これが総売上ではないと思うのです。これは純利益というか、どういうふうな算出で出しているかわかりませんが。テナント料金でもかなりの値段が、多分、740万円——自動販売機もありますけれども、うちの建物を借りていて、そこをまた貸して、かなりの値段を取っているわけです。こういうことであれば、我々市がもっといただくのが常識ではないかと。本当は直営でもいいかなと思うぐらいですけれども、その点についてお答えください。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 利益が上がっているのです、直営でもいいのではないかとのご意見であります。また、そのほかに還元金をもう少し多くという。30%という線は、確かに私たちのほうでも議論がありました。もう少し上げてもいいのではないかと。

ただ、こうやっている中で、では市が直営にして、ここまでできるかというのと、やはりなかなか私たちではそのノウハウがございません。そのための指定管理でありますので、民間の力を借りて、実際、利益は上がっている。そこで地元の農家の方が、出荷協議会の中に参加して、地域との連携もとれているという。また、営農指導等も今、JAのほうから行っておりますので、農産物という部分に関しては、負担品も含めた中で、今のやり方の中で、直営ではない形のほうがいいのかと思います。

ただ、その中で30%がいいのか、40%がいいのかというのは、また今後議論のところがあると思いますので、今の売り上げの面積等を含めた中で協議していきたいと思います。

次は課長のほうから答えてもらいます。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 6ページの収入の部分について。こちらの収入については純利益かというお話ですけれども、項目を見ていただくと基本的には手数料という形になっておりますので、当然、この中に委託販売の手数料もございますし、買い取りの上での販売した収入もございますので、こちらについては手数料、それから、いわゆる売り上げの差益というところで、原価については含まれておりません。以上です。

○議 長 20番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 そうなのです。でも、どっちかというノウハウというよりは、場所に来ているものだと、やはりそっちのほうが大きいのではないかと。50%を——そっちの能力よりは、場所というほうが売上の、私は大半だと思います。80%ぐらい、あの場所だから来ているのだろうというふうに思いますので、それはやはり考えるべきだと思います。これは純利益だけの30%であれば、やはり折半——純利益でやるのであれば、普通最低でも50%ぐらい。売り上げだったら20%でもいいと思います。20%でも30%でも、総体に関しては。

だけれども、ここであればやはり50%は最低でもうちが取るべきではないかと。だって、うちがやった場合、この指定管理者料もそうですし、雑収入というのが、うちの市に入ってくるわけだから、その分も考えれば、3,000万円以上は、多分そうなると思う。あるのではな

いかというふうに思いますし、あと例えば、米だって農協さんが仮渡しとか、渡すのをかなり安く取っています。売っている値段はかなりの値段で売るわけですけども、そうしたらやはり農業者に還元をしなければ、だめなのではないかというふうにやはり思うのです。

そういうことを考えた中で、そこは話していかないと。これは真水でうちの市に落ちてくれば、還元金で落ちてくれば、すごくうちの市も助かるわけなので、その辺をもうちょっと追求していくべきだと私は思いますけれども、答弁願います。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 道の駅の直売所が始まって8年が経過しております。当初、売り上げが出るかどうかという中で、指定管理に委託を出しております。非常に純利益が上がっているから、やはりうちが折半で半々という、いきなり協議にはならないかと思えます。今までの実績等も踏まえた中で、今後当然、課題にはします。課題にしますが、そこで上限を、では50%、売り上げがないときにどうするかという形もあります。今、協議している中では、やはり売り場の拡充等もありますので、そこら辺も踏まえた中で、今後、その比率については、あわせて指定管理者の受託者とは協議していきたいというふうには考えております。以上です。

○議 長 20番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 では、8年間で赤字だったときというのがあるのか、どうなのかという部分と、そういう中で話していったときに真水の売り上げで30%ということなので、純利益の30%なので、純利益であれば50%はとるべきだろうと私は言っているわけです。

売り上げだったら違いますよ。純利益だったら黒字が出ている部分の半分ぐらいは、やはり、うちの場所のおかげというのが大きい部分だと思うので、その辺はやはり検討すべき課題だと思いますけれども。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 塩沢議員のおっしゃるとおり、協議は当然していきます。ただ、そこで純利益の分から30%——ほかの自治体等もなかなか指定管理者で黒字になっているところというのは、あまりありません。売り上げが上がっているという中で、今回、指定管理に出して、こういう形になっておりますので、その数字につきましては、また、先ほど申したように今後の運営の仕方の中で協議していきたいと思えます。以上です。

○議 長 14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 ちょっと選定の経過をお聞きしてみたいのですけれども、今、説明がありまして、選定審議会で公募をしまして、2者応募があった。それで、プレゼンテーションをして、書類審査で決まったわけですけども、2者とも魅力的であり、それでまた課題もあったということです。そういう中で全体を見て、選定審議会で、この今出ているところに決定をしたということですけども。

今の道の駅は、なかなかいろいろな努力をしたり、催しを考えたりして、競争相手が出てくるというのは、非常に私はいいことだと思うのですけれども、両方とも魅力があった、課

題があった、全体的に見て決定したというのは、どういう決定の経過があったのか。例えば、いろいろな部門で評点をつけて決定をしたとか、審議委員の感性といいますか、感覚でしたとか、いろいろあると思うのですけれども、そこら辺をちょっとお聞かせいただきたい。

○議 長 総務部長。

○総務部長 お答えします。この11月5日の選定審議会でプレゼンテーションを受けまして、委員全部で8名で検討をいたしました。私どもの副市長を会長に職員が6名、プラス市内の金融機関の支店長さん、それから県の振興局の部長にも入っていただきました。

方法といたしましては、全部で20項目に分けて、それぞれ各自がブラインドでおのおのが点数をつけて評点表をつけました。こういうものです。それを事務局に渡して、事務局が集計をいたしました。それで総合の点は何点になったということで、選定をしたものでございます。

その中で私が感じたのは、先ほど産業振興部長が申しあげましたように、両方とも非常に魅力的な提案でもありましたし、足りない部分もありました。ただ、1点、この施設は公の施設でございます。これが公の施設でなければ、もしかしたらまた判断が変わっていたかもしれませんが、市民が使うことを前提とした公の施設ということになりますと、私もやはりこの議案に載っている農協さんのほうを高い点数につけましたけれども、公の施設という観点からすると、やはりこういうふうになるのかなというのは私の考えです。以上です。

○議 長 1番・大平剛君。

○大平 剛君 先ほどの佐藤議員とちょっとかぶるところもありますが、選定の際に、両方とも魅力があるところと課題というところが出ました。もう一者のほうはよろしいので、今回指定をしたいというこの業者についての魅力ある部分は何なのか、課題とは何なのか。ちょっとその部分を聞かせていただきたいと思います。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 結果のほうから大平議員のほうにお答えいたしますが、魅力ある部分というのは、やはり農協は、当然ゼロで考えますけれども、やはり実績があります。それと営農指導。農産物をあそこは取り扱っていますので、その直売所としては、やはりその営農指導というのは出荷協議会のほうに大きい部分があるかと思えます。

また、課題といいますか、やはりその5年間、指定管理で受けてもらった中で、休日、イベント等の形、それがやり方として、農協のイベントに近いのではないかと。やはり公の施設をやっているというので、道の駅のイベントとしての形で運営していただきたいという意見もお聞きしております。

ですので、両者ともいろいろ魅力的な部分が多くありました。どちらかという、課題のほうは少なくありましたが、課題については割合から言えば9対1ぐらいなのかなというふうには思っております。

○議 長 1番・大平剛君。

○大平 剛君 ありがとうございます。課題のほうはそういうふうに分かっているという

か、出ているのでしたら、そういったところを今後どうしていくかというところは、指定業者さんと常にある程度の話をしていくという考えでいらっしゃるのか、確認したいと思います。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 今回、課題という点につきまして、答申を受けた部分、それのほかに、過去にとったアンケート、それからネットによる書き込みといたしますか、評価欄。私はいろいろ調査をして、課内で取りまとめて、採用通知を渡す点で協議を申し入れしております。その中に、申し入れ書という形で、農協さんのほうに、今後こういう点も検討しながら運営していただきたいということで、私の名前で申し入れ書を農協には提出しております。以上です。

○議 長 21番・牧野晶君。

○牧野 晶君 聞いてみたいのが、市長も過去の議場で言ったか、どこで言ったのかはちょっと覚えていないのですが、米の販売に関しては、いろいろな方が売ってけるようにしたいというふうなのがあったのです。そのところはどうしていくのかと。

あと、こういう考えが——先ほど総務部長の答弁として、2者あって、1つは私もとか、こっこの団体になってしまうのかなというふうに思ったとか言うわけです。あと、営農指導とか、継続、今までの実績とかということになれば、新規が取っていくのってなかなか厳しいと思うのです。そういうふうになると、もう出しても、公募してもしようがないのではないかとというふうなので、競争が生まれなくなっていくのではないのかという点もあるわけです。私はそういうふうにも感じてしまうのです。

今の総務部長の答弁と産業振興部長の答弁を聞いていると、もう、要は今までの実績、片や半官半民みたいな、農協ということをやっているのだと思うのですけれども。それだと——本当に農協さんはすばらしい組織です。決して否定するわけではないのですけれども、安心というか、なかなか殿様になっていく点とか、なかなか話をして通じない点も出てくるのではないのかというふうな思いが私はあるので、そういう発言はちょっと気をつけないといけないのではないのかなと、正直、私は思います。次は入札というか、要は公募に参加する人が農協さん以外やっても無駄というふうに思ってしまう点があるかもしれないと思います。

あとそれと、物ですけれども、これは本当に何回も言っているのです。米と同時に言っているのが、具体的に名前を出すと、群馬のほうのまんじゅうを売っていたりとか、津南のパンを売っていたりとか、何でなのかと私は本当にすごいあれなのですよ。やはり、やるのだったら南魚沼市の物を売ってほしいという点があるわけですから、そのところをどう指導していくのかについて。雪国観光圏とか隣県どうのこうのとか言いますが、それはそれとして、なるべく南魚沼市の物を売っていくというふうな方針を、この機だからやっていったらどうですか、という点があります。

あとそれと、家賃設定についてはちょっと云々言うつもりもないのですけれども、私がかんがえてみたいのが、例えばあれだけの施設なわけです。例えば土地の駐車場面積

と、建物の面積とかがあるわけです。その固定資産税評価額が、幾らぐらいになるのかなとか思うのです。片や、一般的な民間で言えば、あれを維持するに、例えば近所でも商店があるわけです。そこの人は固定資産税幾らを払って、さらに返済もして、というふうになるわけです。例えば、えらいお金を、片ややっているわけです。でも、これだと考え方によっては800万円とかの家賃というふうになるわけですから、そういう点では民業圧迫という点にも見えてしまうのではないのかという思いがあるのです。そういう点はどういうふうに思っているのか、お考えを聞かせていただきたいと思います。決して農協がだめだと言っているわけではありません。選定の中とか、いろいろ今後もよくしてほしいという点も踏まえての話なので誤解しないでください。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 それでは1点目、JA以外の米の販売ということですが、先ほど大平議員にお答えした中で、申し入れ書というのを出してあります。その中にはうちのほうから、農協に納めていない業者の方、生産者のお米の販売も可能にしてもらえませんか、という申し入れはしてあります。それは常時そこで売るというだけでなく、出荷協議会の中には、今、米の生産者が入れない状況になっています。そこに入ることによって、例えば休日のイベントに外で出して売ってもらえるのか、もしくは中で、期間限定で売ってもらえるのかを、今後5年間の指定管理の中で協議してくださいと。できれば早目に、もし、参入ができるようであれば、早目の回答をいただきたいということで申し入れしてあります。

それから、例えば2者で、新規がなかなか難しいのではないかという、確かに答え方の中ではそういう部分があったかもしれません。実績というのは、どうしてもこれだけは覆せない部分であります。最初に申したとおり、審議する、採点するほうとしては、ゼロ、フラットな状態でやっているつもりであります。もし、そういうふうにとられる誤解を受けたようであれば、ちょっと謝罪したいと思います。

3点目の直売所の物に他県の物があるのではないかと。私は常々、今回の申し入れの中にも入れましたが、その以前にも出荷協議会等の話の中で言って、ある部分は非常に売り場面積が変わって、違うところに、例えば煎餅が前よりは少なくなっているとか、太助饅頭が違うところにいっているとか——名前を出して済みません——そういう中で、やはり申し入れもしていますし、話もしてあります。売り場の置き場等も大分検討していただいて、そこには周遊ルート観光案内というような書き添えがあったりして、地元ではないというところも書き添えた中で販売しておりますので、今後、またいろいろの意見を言った中で、改善があるのではないかと。非常にすごく前向きに改善していただいておりますので、そこら辺は牧野議員からも行ったときにちょっと見ていただければと思います。

4点目はちょっと課長のほうから答弁いたします。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 4点目のお話をお答えしたいと思います。家賃の設定等についてというお話になるのですけれども。まず、今の360万円の指定管理料については、先ほど申し上げ

ましたけれども、休憩交流棟とトイレと、そちらの維持管理ということでご了承いただきたいと思います。

直売所関係についての家賃の設定ということのお話かと思えます。当然、市の財産ですので、そちらについての固定資産税の評価等は行って、実際に厳格には出していないのが1点。それから、こちらは当然直売所としてやる以上、そこについて先ほども申されましたけれども、駐車場の話もあります。通常であれば、例えば一区画幾らとか、そういう価格の設定等もあろうかとは思いますが。ただ、そちらのほうは現時点では詳しくその評価額、それからそういうほかのものと比してどうかというところは、はじいていないところがございまして、今、そのところは還元して30%という形になっていますけれども、そこについては当方のほうでも、近辺のものを調べた上で、これをもってJAさんと協議できるかというのがありますけれども、ちょっと調べてみたいと思います。以上です。

○議 長 21番・牧野晶君。

○牧野 晶君 米とか、その他の物に関しては、なるべく早目に売れるようになると、ふるさと納税制度で農家さんが米を売る、自分で研究して売り方を考えていくようになったというのが、ネットだけでなく今度は現場でもできるようになって、また地域の力になっていくと思うので、このところは私は頑張っていってほしいという思いがあります。

あとそれと、近隣というか、例えば自社で建てたら幾らかかるのだという点でいえば、3億円だったわけですね。それを20年償還だと、年間1,500万円返済していかななくてはいけないとか、そういうものもあるわけです。そういうふうなのを考えると、ちょっとそれが900万円とかあれだと、安いなというふうに私は直球で思います。

あとそれと、あそこにある中の、ちゃわんめしたっぱ屋さんという飲食店もあるわけです。あそこが悪いと言うわけではないのですが、例えば、ああいうところも公募をしていくようにもして、競争の中でまたチャンスを与えていくというのも1つかな、というふうな思いがあるわけです。最初は軽食しかしないというふうな話だったのが、定食をやったりとかもしていますし、いろいろ今、商売をしている方もいるかもしれないですけども、いろいろな方にチャンスがあるように。その中で市はここに決めたとか、農協さんと一緒になってここに決めたというふうになっていけば、愛されている施設だし、はやっている施設だと思うのですが、もっといい施設になるのかなというふうな思いがあります。

あとそれと最後にですけども、遊具をもっと増やしてほしいという声があるわけですが、8年たったら、8掛ける9で72、7,000万円とか上がっているのに、遊具が1個も増えていないなというちょっと寂しい思いもあるのですが、そういう点、増える予定はあるのですか。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 米、その他の物については、やはり引き続き協議といたしますか、回答待ちの部分もありますので、また早目に進めていただけるよう申し入れをしておきます。

中の飲食店といたしますか、ちゃわんめしたっぱ屋さん、これにつきましても、今回の申し

入れの中に項目としてあげております。今のところが、いい悪いではなく、また新規参入が閉ざされないような形で、次の指定管理期間を迎えてくださいということで、農協さんも非常にそこら辺は熟慮しておりましたので、何らかの形がとれると思います。

遊具につきましては、私のほうにあまりその声が届いていないので、何とも今、答えようがないのですが、ちょっとアンケート等の中からの声を拾ってみたいと思います。

自社で建てた場合は、このぐらいの返済金。これは塩谷議員に答えたとおり、またそこら辺の金額につきましては、引き続き協議をしていきたいと思います。以上です……（何事か叫ぶ者あり）

遊具につきましては、市の観光協会のほうだそうなので、私のほうにはちょっと声が届いていませんが、市の観光協会のほうにも話をしたいと思います。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 いろいろと同僚議員から出ましたけれども、2者から提案を受けたわけです。今、出た部分でいくと、農産物の直売所でありますから、農家のためにとって何がいいかというところでいくと、要はあそこは葉っぱのものですよね。毎日引き上げなければならぬ。これについてどうするのだという提案があったはずですけども、そこら辺があれば聞かせてもらいたい。

そこを含めて、ちゃわんめしたっぽ屋さんについては出ましたけれども、その葉っぱものを使って加工して、あそこで提供していくという提案がなされたのではないかと考えていますけれども、そこら辺も聞かせてもらいたい。

もう一点は、休憩交流棟であります。休憩交流棟のほうの、もう少し入り込みの活用ということで提案があったと思うのです。その提案を見て、農協さんのほうが有利だなという判断をされたかと思うのだけれども、もう一者さんがどういう提案をしてきたかというところが、ちょっと興味があるところなので、この3点をちょっとお伺いします。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 葉物について、あそこにある飲食店がどうかということですが、JAさんがあそこを公募して使ったときに、ほかの外部にくる業者もそうですが、地場産を使うということで選定の基準になっていると聞いていましたので、そこら辺はその中から使われていると思います。

休憩交流棟につきましては、休憩交流棟の提案ということにはございませんでした。ただ、申し入れの中で、今回決定した中で、休憩交流棟の有効利用について、もう少し一緒に考えませんかということは申し入れをしております。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 休憩交流棟になりますけれども、イベント等についての臨時的なものは可能かと思いますが、補助金をいただいている以上、用途的なものがありまして、すぐにとりかかると用途の変更というのは難しいかと思っております。以上です。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 農家の方は——ちよくちよくあそこへ行ってお話を伺うわけですが、要は3時、4時になったら引き上げなければならないというところで、それをあそこで農協さんが買い取って、食堂あるいは加工品をあそこで売るといような方向が出ればということで。ですので、農協さんにはその声が届いているから、そういう提案が私はあったのだと思っているのです。そういうのも加味した中で農協に決まったというのであれば、それはよかったことだと思っているのです。そういうのがあったのかどうかを聞きたかったのです。

それから、休憩交流棟については、補助金の・・・でどうのこうのと、それはあるのです。あるのですけれども、農協さん自体が申し入れをして、提案として実際になかったとすれば、今回、プレゼンテーションの中で農協さんからの提案がなかったと、それは非常に私は残念だというふうに思っているのです。申し入れはしたけれども、休憩交流棟については農協さんの提案がなかったと、そういうふうに解釈していいわけですね。

○議長 産業振興部長。

○産業振興部長 休憩交流棟の有効利用といえますか、使い方ということではございませんが、農協が提案してきた中で、道の駅の駅弁ということがありました。駅弁の販売をあそこでもちょっと行ってみたいという形で、正式な、具体的なこのプレゼンテーションの中では文書としてはなかったのですが、口頭で、道の駅の弁当も開発していただいて、お互いがそこで売るとい形の中で、その休憩交流棟の利用ということも出ました。具体的な文書はありませんが、提案がゼロといえますか、なかったということではなく、考え方の中にはあったというふうに認識しております。

残ったものを夕方引き上げるときという話は、ちょっとうちのほうでは、今回聞いておりませんが、そこら辺もまた農協のほうとはお話ししていきたいと思えます。以上です。

○議長 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 この収支計画のところ少し教えてもらいたいのですが、指定管理料は保守・修繕費に、ほぼ回っていると思うのですけれども、かなり利益が上がっているから、この指定管理料がなくてもできるのではないのかというのがまず1点と。

その指定管理料という制度自体がないと、これが成り立たないのか。そのあたりの見解を教えてください。要は、指定管理料を消化して生み出した利益に対しての30%だと、指定管理の分にはかからなくなるはずなので、そのあたりが、もしなかったらもう少しもらえるはずだと思うし、そのあたりのちょっと説明というかをお願いします。

○議長 長 産業振興部長。

○産業振興部長 当初、1回前の5年前の指定管理のときは、指定管理料はいらないという提案もありました。ただ、その中で、やはり建物施設の管理者である南魚沼市が、その部分を持たなければいけないということはありませんが、やはりその部分は市が管理者として持つべきであろうというところで、先ほど申したとおりの算出額になっております。

修繕等が発生した場合は、ここからではなくほかから、うちのほうから修繕料——軽修繕につきましてはJAが持ちますが、大きい、例えば建物の破損等につきましては、市のほう

で、こことは違う額でやっております。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 では、例えば市からの指定管理料でトイレの水道代を払ったりとかということで指定管理料を払っている。修繕費に関しては、修繕費で別口である。その他もろもろの修繕費が今ここにあるというふうに考えると、要は利益として生み出したものは、市が指定管理料として支払ったものを消化して生み出したものだから、その指定管理料の360万円を引いた額で本来は計算するべきなのではないかというのが、率直な意見ですけれども、いかがですか。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 360万円については、先ほども申しあげましたけれども、休憩交流棟、それからトイレですね。あとは、その周辺施設についての維持管理だとか掃除とか、管理についてのもを出させていただいていると。

今、申しあげた修繕の関係ですけれども、協定書の中で基本的には30万円未満の修繕については、もういや応なしに、常時JAさんが行うということになっています。あとはそれを超えている修繕については、両者協議の上という形になっておりますので、そこについては当然、両者で協議をさせていただいています。

ちなみに昨年度、減価償却費が増えている部分につきましては、これについては今回消費税が上がる関係で、ソフトも含めたレジー式がかなり高額になっています。それを5年間の減価償却という形になりますので、そういうところについては、当然、維持管理、それから運営も含めてJAさんにやっていただいているというところ です。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第105号議案 南魚沼市農産物・特産品直売所の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第105号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第23、第106号議案 字の変更について（国土調査）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第106号議案 字の変更について、ご説明を申し上げます。本議案は、国土

調査の実施に伴います市区域内の字の変更について、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

めくっていただきまして 3 ページが別紙（変更調書）で、変更前・変更後の大字・字・地番の一覧でございます。

めくっていただきまして 5 ページをお願いします。字変更を必要とした理由でございます。記載のとおり、国土調査第 9－2 計画区（余川①地区）の実施に伴い、一面地でありながら、字の相違により合併できない筆の字を整理し、あわせて周辺の筆の不整合を整理するものでございます。

めくっていただきまして 6 ページが位置図、7 ページが字区域変更位置図でございます。めくっていただきまして 8 ページが字区域変更総括図で、赤の四角で囲まれております 3 分の 1、3 分の 2、3 分の 3 が、それぞれ 9 ページ、10 ページ、11 ページの、字区域変更図に該当するものでございます。変更前を赤字、変更後を黒字で記載してございます。

1 ページに戻っていただきまして、施行期日につきましては、この本文後半、国土調査法の規定による成果の認証の日からとしたいものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますよう、お願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 106 号議案 字の変更について（国土調査）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 106 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 24、第 107 号議案 字の変更について（土地改良事業）を議題いたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 107 号議案 字の変更について、ご説明を申し上げます。本議案は土地改良事業に係る蕨神北部地区内の字の変更について、地方自治法の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

めくっていただきまして3ページが別紙(変更調書)で、変更前・変更後の大字・字・地番の一覧でございます。

めくっていただきまして5ページ、字変更を必要とした理由です。記載のとおり、新潟県が実施いたしました、蕨神北部地区の経営体育成基盤整備事業の実施に伴うもので、換地により区域内の字を変更し整理するものでございます。

めくっていただきまして6ページが位置図、7ページが字区域変更図でございます。赤書きが、変更前の字界・字名で、その下の黒書きが、変更後の字界・字名となっております。

なお、換地処分の予定年月を令和2年3月とし、施行期日は議案1ページの後半、土地改良法の規定による換地処分の公告のあった日の翌日からとしたいものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますよう、お願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第107号議案 字の変更について(土地改良事業)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第107号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第25、第108号議案 字の新設について(中越森林管理署)についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第108号議案 字の新設について、ご説明申し上げます。本議案は砂防堰堤工事の施工に伴い、国有林野を国土交通省に所管がえするために、未登記国有地について表示登記を行いたいため、市区域内の字の新設について、地方自治法の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

めくっていただきまして3ページが別紙(変更調書)で、変更前の国有地と変更後の大字・字でございます。

めくっていただきまして5ページをごらんください。字新設を必要とした理由でございます。記載のとおり、「国土交通省による北ノ入川第2号砂防堰堤工事施行に伴い、林野庁所管

の国有林野を国土交通省に所管換するため、未登記の国有林野について表示登記手続を行うものである」としております。

めくっていただきまして6ページが位置図、7ページが土地所在図でございます。

施行期日につきましては、議案書1ページの2行目に記載のとおり、南魚沼市長の告示のあった日からとしたいものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますよう、お願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第108号議案 字の新設について（中越森林管理署）については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第108号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第26、第109号議案 市道の路線変更についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長 それでは、第109号議案 市道の路線変更についてをご説明申し上げます。今回の市道路線の変更につきましては、1路線について道路法第10条第3項の規定により議会の議決をお願いするものです。

1ページの表をごらんください。路線名は「長森作田線」になります。路線番号、種別、起点、規模の幅員、主な経過地については変更はございません。終点、延長を変更後のとおりに変更したいものです。

3ページの図面をごらんください。この市道につきましては、魚沼の里にある路線でして、変更前の終点は発酵の研究棟（甘酒工場）までとなっておりますが、終点をビール醸造所まで変更するもので、これによりまして延長が122メートル増となります。変更後の延長は293.2メートルというふうになります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定いただきますよう、お願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 109 号議案 市道の路線変更については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 109 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 ここで、先ほど第 98 号議案で、議席番号 15 番・寺口友彦君に対し保留していた答弁を、市民生活部長から発言を求められておりますので、これを許します。

市民生活部長。

○市民生活部長 お時間をお借りしまして申しわけございません。先ほど第 98 号議案で保留をしておりました答弁につきまして、お答え申し上げます。質問の内容は公的年金受給者で、単身児童扶養者に該当する場合は、どんな場合があるかというようなご質問だったと思います。私が答えた中で、その祖父母が該当するのではないかというようなことを申し上げましたけれども、要件からしますと、この単身児童扶養者になるためには、実の父、母でなければならないという規定でありますので、これは祖父母は対象にならないということであります。申しわけありませんでした。

実際に考えられる、実際にあるケースとして申し上げますと、母親が高齢出産で出産をしまして子供を産み、年金受給年齢に到達しても、子供が 18 歳未満であるというケース。それからもう一つは父親と母親が非常に年が離れていて、結婚しないまま離別をして、父親がその子供を扶養している。それで父親が年金受給年齢に到達しているという場合が考えられるということでございます。こういった場合のケースであろうかというふうに考えます。以上です。

○議 長 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

○議 長 本日はこれで散会いたします。次の本会議は 12 月 9 日月曜日、午前 9 時 30 分、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

〔午後 4 時 48 分〕